

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月30日
【事業年度】	第79期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社立花エレテック
【英訳名】	TACHIBANA ELETECH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊武雄
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町1丁目13番25号
【電話番号】	大阪06(6539)8800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門担当 住谷正志
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町1丁目13番25号
【電話番号】	大阪06(6539)8800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部門担当 住谷正志
【縦覧に供する場所】	株式会社立花エレテック東京支社 (東京都港区芝公園2丁目4番1号) 株式会社立花エレテック名古屋支社 (名古屋市東区葵3丁目15番31号) 株式会社立花エレテック神奈川支店 (横浜市中区長者町3丁目8番13) 株式会社立花エレテック神戸支店 (神戸市中央区西町35番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (百万円)	180,188	172,856	155,915	149,890	130,871
経常利益 (百万円)	3,010	3,601	3,681	3,968	3,463
当期純利益 (百万円)	1,742	2,068	2,104	2,223	2,005
純資産額 (百万円)	22,897	27,136	31,284	32,781	33,067
総資産額 (百万円)	84,566	82,482	84,544	84,501	75,583
1株当たり純資産額 (円)	1,415.34	1,486.08	1,487.41	1,551.23	1,548.91
1株当たり当期純利益 (円)	105.68	121.94	99.41	105.58	94.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	104.71	118.30	97.64	104.86	94.15
自己資本比率 (%)	27.1	32.9	37.0	38.8	43.7
自己資本利益率 (%)	8.0	8.3	7.2	6.9	6.1
株価収益率 (倍)	10.0	9.5	13.1	11.3	8.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,118	7,910	4,915	4,225	638
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13	400	2,185	2,015	1,397
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	231	3,358	1,059	1,233	486
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	11,925	6,945	8,764	9,741	8,401
従業員数 (名)	798	834	856	888	914

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

3 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月		平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月
売上高	(百万円)	173,276	165,600	148,903	143,493	120,601
経常利益	(百万円)	2,766	3,325	3,454	3,705	3,132
当期純利益	(百万円)	1,579	1,921	2,002	2,067	1,775
資本金	(百万円)	4,226	5,277	5,583	5,629	5,692
発行済株式総数	(千株)	16,452	18,272	21,050	21,192	21,381
純資産額	(百万円)	22,201	26,284	30,232	31,561	31,621
総資産額	(百万円)	82,371	79,605	81,509	81,022	70,394
1株当たり純資産額	(円)	1,372.27	1,438.65	1,437.25	1,493.53	1,483.26
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円)	14.00 (6.00)	16.00 (6.00)	17.00 (7.00)	18.00 (9.00)	20.00 (9.00)
1株当たり当期純利益	(円)	95.56	112.98	94.44	98.15	83.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	94.68	109.62	92.76	97.49	83.33
自己資本比率	(%)	27.0	33.0	37.1	39.0	44.9
自己資本利益率	(%)	7.5	7.9	7.1	6.7	5.6
株価収益率	(倍)	11.1	10.3	13.8	12.2	9.9
配当性向	(%)	14.7	14.2	18.0	18.3	24.0
従業員数	(名)	694	725	728	754	773

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第75期の1株当たり配当額14円は、東京証券取引所上場記念配当2円を含んでおります。

3 第76期の1株当たり配当額16円は、東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部上場記念配当2円を含んでおります。

4 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。

5 第77期の1株当たり配当額17円は、創業85周年記念配当2円を含んでおります。

6 純資産額の算定にあたり、第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

大正10年 9月	大阪市北区において電気関係製品の卸売業と電気工事業を目的として個人経営で立花商会を創業
昭和 6年 2月	合資会社に改組。大阪市東区に移転
昭和22年 7月	三菱電機(株)と特約店契約を締結
昭和23年 7月	(株)立花商会を設立。本店を大阪市東区に置く
昭和23年12月	立花商会を吸収合併し、同社が締結した三菱電機(株)との特約店契約を継承
昭和32年 3月	東京都大田区に東京支店(現、東京支社 東京都港区)開設
昭和36年 5月	大阪市西区に本店移転
昭和36年 5月	堺市堺区に堺支店(現、南大阪支店)開設
昭和36年 7月	名古屋市千種区に名古屋支店(現、名古屋支社 名古屋市東区)開設
昭和37年 3月	三菱電機(株)との特約店契約を改め代理店契約を締結
昭和38年 5月	神戸市兵庫区に神戸営業所(現、神戸支店 神戸市中央区)開設
昭和41年 1月	東京都町田市に町田営業所(現、神奈川支店 横浜市中区)開設
昭和41年 9月	東京海上火災保険(株)(現、東京海上日動火災保険(株))の代理店として、損害保険並びに自動車損害賠償責任保険の取扱を開始
昭和41年12月	(株)第一サービス(現、(株)タチバナクリエート)を設立[現・連結子会社]
昭和45年 1月	貿易課を新設し、海外取引を開始(現、海外本部)
昭和49年 3月	一般建設業の建設大臣許可を取得
昭和49年 8月	特定建設業の建設大臣許可を取得
昭和54年 6月	立花冷暖房サービス(株)(現、立花イーエス(株))を設立[現・連結子会社]
昭和57年 8月	シンガポールにシンガポール駐在員事務所開設
昭和61年 5月	大阪証券取引所の市場第二部特別指定銘柄(新二部)に株式上場
昭和62年 8月	シンガポールのタチバナセミコンダクターズ(シンガポール)社(現、タチバナセールス(シンガポール)社)の全株式を取得[現・連結子会社]
昭和63年 5月	香港に香港駐在員事務所開設
平成 2年 9月	大阪証券取引所の市場第二部銘柄に指定
平成 4年 3月	香港のタチバナセミコンダクターズ(香港)社(現、タチバナセールス(香港)社)の全株式を取得[現・連結子会社]
平成 9年 2月	台湾に海外子会社の台湾立花股? 有限公司を設立[現・連結子会社]
平成11年 2月	研電工業(株)の全株式を取得[現・連結子会社]
平成12年 7月	(株)タチバナソリューションズプラザを設立[現・連結子会社]
平成13年 9月	「株式会社立花商会」から「株式会社立花エレクトック」に商号変更
平成14年12月	(株)タチバナセールス(香港)社の全額出資により立花機電貿易(上海)有限公司を設立[現・連結子会社]
平成15年 4月	アドバンスロジスティクス(株)を設立[現・連結子会社]
平成15年 4月	(株)立花マネジメントサービスを設立[現・連結子会社]
平成16年 3月	東京証券取引所の市場第二部に株式上場
平成16年 8月	(株)宏和工業の全株式を取得[現・連結子会社]
平成16年 8月	(株)太洋商会の全株式を取得[現・連結子会社]
平成17年 3月	東京証券取引所並びに大阪証券取引所市場第一部に指定
平成19年 1月	(株)タチバナセールス(香港)社の全額出資によりタチバナセールス(韓国)社を設立[現・連結子会社]
平成19年 3月	(株)タチバナセールス(シンガポール)社の全額出資によりタチバナセールス(バンコク)社を設立[現・連結子会社]
平成19年10月	(株)テクネットの株式を追加取得[現・連結子会社]

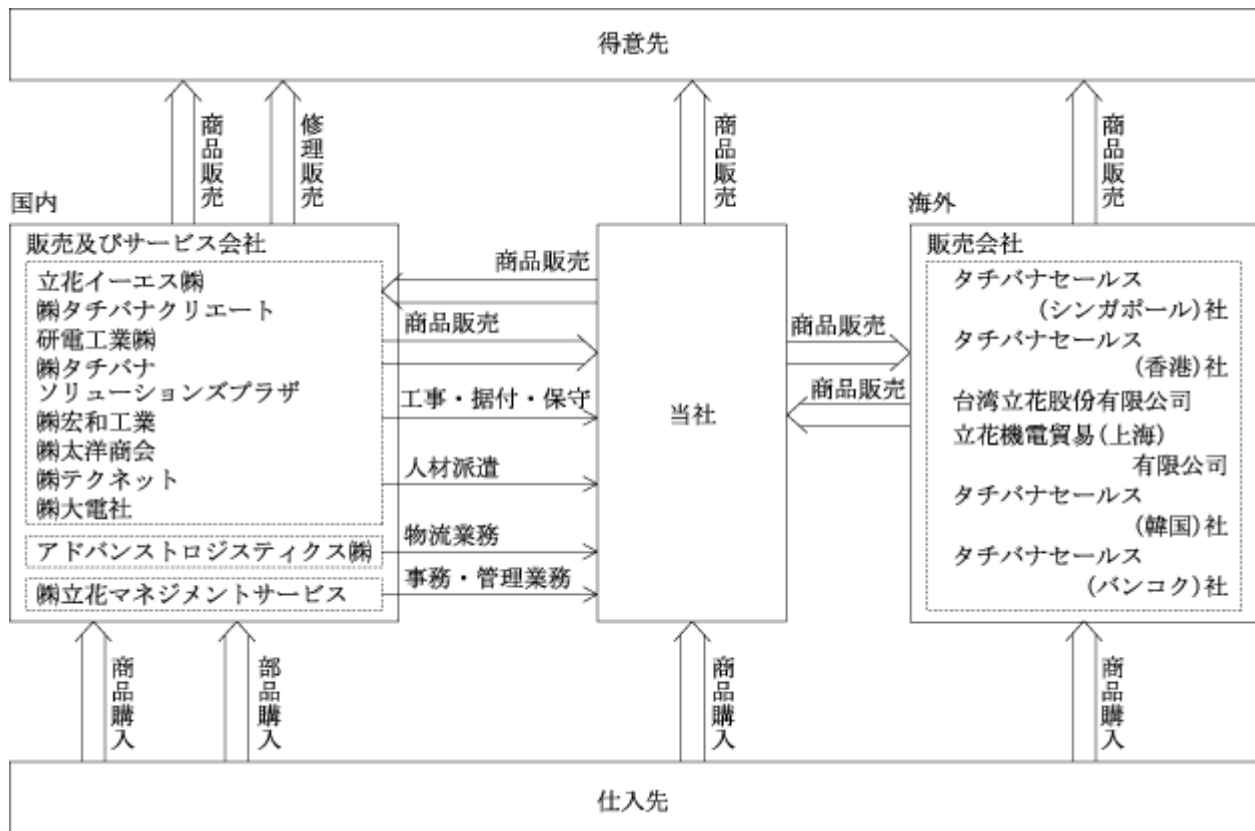
3 【事業の内容】

当社企業グループは、連結子会社15社及び関連会社1社で構成され、電気機器、電子・情報機器、半導体デバイス、産業機械、設備機器の販売を主にこれらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

当社企業グループを構成する連結子会社及び関連会社は、次のとおりであります。

連結子会社	立花イーエス(株)	冷暖房空調機器の据付、修理
	(株)タチバナクリエート	電気機器、家電品の販売、労働者の派遣
	研電工業(株)	電気機械器具の販売及び修理
	(株)タチバナソリューションズプラザ	移動体通信関連のソフトウェア開発、労働者の派遣
	(株)宏和工業	空調、衛生、給排水の管工事
	(株)太洋商会	電気機械器具の販売
	アドバンスロジスティクス(株)	商品の保管、配送業務の受託
	(株)立花マネジメントサービス	管理業務、事務処理業務の受託
	(株)テクネット	電気機械器具の販売
	タチバナセールス(シンガポール)社	半導体、半導体部品材料、電子デバイスの販売
	タチバナセールス(香港)社	半導体、防犯機器の販売
	台湾立花股? 有限公司	電気機器、電子機器の輸出入販売
	立花機電貿易(上海)有限公司	F A 機器、産メカ製品、半導体の販売
	タチバナセールス(韓国)社	半導体、電子デバイス品の販売
	タチバナセールス(バンコク)社	半導体、電子デバイス品の販売
関連会社	(株)大電社	電機、電子機器用部品の販売

以上の企業グループについて事業の系統図を示すと次のとおりであります。



- (注) 1 立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。
 2 タチバナセールス(バンコク)社は、タチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 立花イーエス(株)	大阪市西区	10	冷暖房空調機器の据付、修理	100.0	空調、冷凍機器等の据付・修理サービス及び部品を当社へ販売 役員の兼任等... 1名
(株)タチバナクリエート	大阪市西区	10	電気機器、家電品の販売、労働者の派遣	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器、家電品を当社へ販売 当社へ労働者派遣 役員の兼任等... 2名
研電工業(株)	大阪市 西淀川区	30	電気機械器具の販売及び修理	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 電気機器を当社へ修理販売 役員の兼任等... 2名
(株)タチバナソリューションズプラザ	大阪市西区	10	移動体通信関連のソフトウェア開発、労働者の派遣	100.0	情報通信関連システム製作を当社が受託
(株)宏和工業	兵庫県西宮市	40	空調、衛生、給排水の管工事	100.0	冷熱・空調機器等を当社が販売 役員の兼任等... 1名
(株)太洋商会	大阪市西区	10	電気機械器具の販売	100.0	三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等... 1名
アドバンストログスティクス(株)	大阪府茨木市	10	商品の保管、配送業務の受託	100.0	商品の保管及び配送業務を同社が受託 役員の兼任等... 2名
(株)立花マネジメントサービス	大阪市西区	10	管理業務、事務処理業務の受託	100.0	連結子会社の管理業務、事務処理業務を同社が受託 役員の兼任等... 1名
(株)テクネット	三重県 四日市市	10	電気機械器具の販売	51.0	三菱電機製電気機器を当社が販売
タチバナセールス(シンガポール)社	シンガポール	千S.\$ 200	半導体、半導体部品材料、電子デバイスの販売	100.0	ルネサステクノロジ製等の半導体を当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等... 2名
タチバナセールス(香港)社	香港	千HK.\$ 1,000	半導体、防犯機器の販売	100.0	ルネサステクノロジ製等の半導体を当社が販売 半導体を当社へ販売 役員の兼任等... 2名
台湾立花股? 有限公司	台湾	千NT.\$ 5,000	電気機器、電子機器の輸出入販売	100.0	電子部品、電子機器の調達及び販売 役員の兼任等... 2名
立花機電貿易(上海)有限公司	中国(上海)	千U.S.\$ 200	F A機器、産メカ製品、半導体の販売	100.0 (100.0)	三菱電機製F A機器、産メカ製品及びルネサステクノロジ製等の半導体を当社が販売 役員の兼任等... 2名
タチバナセールス(韓国)社	韓国	千ウォン 250,000	半導体・電子デバイス品の販売	100.0 (100.0)	ルネサステクノロジ製半導体を当社が販売 役員の兼任等... 3名
タチバナセールス(バンコク)社	タイ	千バーツ 15,000	半導体・電子デバイス品の販売	100.0 (100.0)	半導体を当社が販売 役員の兼任等... 2名
(持分法適用関連会社) (株)大電社 (注) 2	大阪市浪速区	1,731	電気器具製品、機械器具製品の販売	30.4	三菱電機製電気機器を当社が販売 役員の兼任等... 1名

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

2 有価証券報告書提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	914
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 連結会社では、事業部門別の把握が困難であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
773	39.4	14.3	6,621

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

連結会社には労働組合は組織されておらず、該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、欧州及びB R I C s 経済の伸長や堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加など景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。年度後半より原油をはじめとする原料価格の高騰や為替動向に加え、サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱から景気の後退が懸念される状況にありました。

このような情勢のなかで当社企業グループは、中長期ビジョン「G T 2 1」(Growing T achibana 2 1ST Century)を積極的に推進してまいりました。拠点政策として、F Aシステム事業の拡販強化を図るために、中部地区を中心に計装機器や電気機器を販売する株式会社テクネットを子会社化するとともに福山営業所を開設、半導体デバイス事業におきましては鳥取支店を開設、加えて、海外事業戦略の集中化と迅速化を推進すべく、香港に社内カンパニーである立花オーバースペースホールディング社を設立し、エリア重視の経営を基本に業容拡大に努めてまいりました。販売面では、「省エネ・環境・安全・効率性」の要素を含めた生産現場などの総合的なシステム案件の受注を推進するソリューション事業やE M S (電子部品受託製造サービス)事業に注力するとともに、鉄鋼や素材関連など好調な産業を中心に成果を上げてまいりましたが、主要顧客の携帯電話委託生産の受注終了に伴う大幅な売上減少と主力仕入先の事業見直しによる携帯電話向けフラッシュメモリーの生産中止により減収を余儀なくされ、また、自動車や液晶製造装置メーカーなどの設備投資の減少傾向が著しく、F A機器が前年を下回りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は130,871百万円(前年同期比12.7%減)、営業利益は3,494百万円(前年同期比11.4%減)、経常利益は3,463百万円(前年同期比12.7%減)、当期純利益は2,005百万円(前年同期比9.8%減)となりました。

売上の概況は次のとおりであります。

〔電気機器〕 売上高：21,024百万円(前年同期比3.4%増)

回転機器は、製造業向けに標準・特殊モートルやホイストが順調に推移するとともに大型電動機が大幅に伸長いたしました。静止機器は、セットメーカー向けを中心に電磁開閉器やノーヒューズブレーカーが堅調に推移したほか、工場設備の省エネ関連用に高効率トランスが好調に推移いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比3.4%の増加となりました。

〔電子・情報機器〕 売上高：35,418百万円(前年同期比38.8%減)

F A機器は、自動車や液晶製造装置メーカーなどの設備投資の減少が著しく、サーボ・インバータなどの駆動制御機器やプログラマブルコントローラが前年を下回りました。一方、重電関係では、工場向けに特高受電などの受配電設備が順調に推移いたしました。

コンピューター関連は、官公庁向けに特殊端末が好調に推移するとともにシンクライアント端末が大幅に伸長いたしました。映像機器は、情報端末タッチパネルが堅調に推移いたしました。大型映像システムなどの減少により低調に推移いたしました。通信分野では、携帯電話委託生産の受注が終了し大幅な減少となりました。その結果、分野全体としては前年同期比38.8%の大幅な減少となりました。

〔半導体デバイス〕 売上高：46,634百万円(前年同期比3.2%増)

半導体は、携帯電話向けフラッシュメモリーが主力仕入先の生産中止により、売上が大幅に減少いたしました。また、自動車やエアコン向けにマイコンやエアコン用パワー素子が堅調に推移するとともに通信機器向けにASICが大幅に伸びました。また、新たに開設した鳥取支店がポータブルカーナビゲーション用などにマイコン、ASICが順調に推移し売上に大きく貢献いたしました。

電子デバイスは、プロジェクター用光源ランプが減少いたしました。また、店舗用端末の液晶や複写機用密着イメージセンサーが順調に推移するとともにカーナビゲーション用にワンセグチューナーが大幅に伸びました。その結果、分野全体としては前年同期比3.2%の増加となりました。

〔産業機械〕 売上高：8,639百万円(前年同期比11.2%増)

産業機械は、自動車・建機関連の設備投資が減少傾向にありましたが、当社企業グループの顧客は積極的な設備投資を推進し、放電・レーザー加工機などの電気加工機が高い水準を維持いたしました。また、航空機関連向けの旋削加工を中心とした工作機械や品質管理の向上を目指した三次元測定器の販売が大きく伸びるとともにFPD(フラットパネルディスプレイ)関連に自動機も順調に推移いたしました。その結果、前年同期比11.2%の増加となりました。

〔設備機器その他〕 売上高：19,155百万円(前年同期比2.2%増)

建設関連は、改正建築基準法の影響により昇降機が低調な推移となりましたが、省エネ・CO²削減意識の浸透もありパッケージエアコンなどの空調機器やエコキュート(電気温水器)などのオール電化製品が好調に推移いたしました。また、生産設備向けを中心とした低温機器が大幅に伸びるとともに無停電電源装置の受注が売上に大きく貢献いたしました。

貿易関係は、台湾向けチップコンデンサー用ニッケルペーストなどの電子部品材料が大幅に伸びるとともに、エレクトロニクス関連製品のキャリアテープや立体駐車場向けフレーム材及び鉄道車輛向け車輛用内装金具などの金属加工品の調達並びに造船向け船用バルブが好調に推移いたしました。その結果、分野全体としては前年同期比2.2%の増加となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社企業グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、8,401百万円となり、前連結会計年度末より1,340百万円減少しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、638百万円の収入となりました。これは主に税金等調整前当期純利益3,454百万円、売上債権の減少額6,879百万円などの増加と、たな卸資産の増加額731百万円、仕入債務の減少額8,052百万円、法人税等の支払額1,669百万円などの減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,397百万円の支出となりました。主な内容は投資有価証券の取得による支出893百万円、有形固定資産の取得による支出815百万円などです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、486百万円の支出となりました。主な内容は短期借入金の増加による収入416百万円と長期借入金の返済による支出557百万円、配当金の支払による支出380

百万円などであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
電気機器	21,024	103.4
電子・情報機器	35,418	61.2
半導体デバイス	46,634	103.2
産業機械	8,639	111.2
設備機器その他	19,155	102.2
合計	130,871	87.3

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三洋電機(株)	29,732	19.8		

(注) 当連結会計年度については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
電気機器	18,707	102.2
電子・情報機器	30,110	58.1
半導体デバイス	42,537	104.7
産業機械	7,804	105.9
設備機器その他	16,923	99.8
合計	116,083	85.9

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記金額は、実際仕入額によっております。

3 【対処すべき課題】

当社企業グループは、「立花エレクトックの新たなブランド構築」に向けた取り組みを着実に実践していく中で、技術商社としてのトータルソリューション提供力の強化を図ってまいります。

また、金融商品取引法により法制化される四半期報告制度、内部統制報告制度への対応はもとより、会社法が求める内部統制の体制整備と運用強化についてもこれを進めることによってステークホルダーの信頼に応えてまいりる所存であります。

新しいブランドを構築するため5つの新たな取り組みの概要は次のとおりであります。

(1) 立花エレクトックの新たなブランド構築

エンジニアリングを深化させ顧客の要望に応える企業

技術商社としてエンジニアリングを深化させ、「省エネ・環境・安全・効率性」の領域においてF Aシステム事業、情報通信事業、施設事業の3つの事業を横断するソリューション事業を展開し、お客様に満足いただく製品とシステムを提供してまいります。

ソリューション事業内には、事業横断機能を持つ営業部隊のほかに、技術本部としてF A・情報通信・施設の技術部隊を統合し、技術商社を標榜するにふさわしい確固たるエンジニアリング体制を確立して一層の強化を図ってまいります。

また、当社本社ビルの空調・照明設備には、ソリューション事業で開発した省エネ・環境の決め手となる「見える化：T E M Solution(Tachibana Energy Management Solution)」を導入、本年3月に完成した当社南大阪ビルでは、省エネ・C O²削減のための太陽光発電・屋上緑化、入退室管理システムなどによるセキュリティ、テレビ会議システムなどの製品・システムを装備し、それぞれショールームとしても活用してまいります。

加工ビジネスとオリジナル製品の開発ができる企業

E M S事業として、従来の電子部品製造受託サービスのみならず標準品に当社の技術を組み込んだ製品の開発に注力してまいります。

当社では、様々な入出力機器専用コンバータの納入実績があり、既に製造現場などにおける通信プロトコル変換装置として使用する当社製「T C P R Oシリーズ」を開発しており、さらに今回は、R F I D(無線自動識別)技術に対応すべく「T C P R Oシリーズ」を用いて市場占有率トップの三菱電機製シーケンサとR F I Dリーダ・ライタとを接続する当社オリジナル製品「R F I Dプロトコルコンバータ(T C P R O-R F C V)」を開発、加えて、多様化するR F I Dのニーズに応えるべく新たなオリジナル製品の開発に注力してまいります。

また、半導体技術ではA S I C開発の実績を通じて培った技術力でオリジナルな半導体製品を提案、開発しています。その中で生まれた立花オリジナルI C「T I Cシリーズ」は幅広いお客様に利用されるなど、さまざまなニーズに対応した製品を開発してまいります。

コンプライアンスを軸としたC S R(企業の社会的責任)を重視する企業

電機・電子の技術商社として健全な事業活動を通じて社会に貢献することを基本として、昨年6月に設置したC S R推進本部を中心に、コンプライアンスの徹底と環境問題に積極的に取り組むなどC S Rを重視してまいります。

C S(顧客満足)を重視し常にC S向上に取り組む企業

当社のD N A(顧客志向、収益力のある体質)を継承し、今まで以上に一人ひとりの営業力、開発力、人間力を鍛えることによってC S向上に取り組んでまいります。

「企業は人なり」総合的な人材育成を推進する企業

本年3月に完成した南大阪ビルには、研修センター「立志館」を併設いたしました。大小会議室に加えて和室の「人間道場」を設け、技術商社の社員として取扱い製品の「知識」に加え、人とのコミュニケーション能力や販売するための「知恵」を養う場とし、幅広い層の社員が交流をはかる中で人間力を鍛えるなど総合的な人材育成を推進いたします。

(2) 拠点政策

中長期ビジョンに則った事業拡大を推進するため、国内外の関係会社や営業拠点の拡充に積極的に取り組み業容の拡大を図ってまいります。

海外事業においては、昨年開設した韓国(ソウル)、タイ(バンコク)の営業拠点を軌道に乗せるとともに、今後とも、中国(北京・大連・天津)などへの順次拠点展開を図り、日系企業を中心とした顧客開拓に注力し、事業の一層の拡大に向けて積極的なビジネス展開を推進するなど、さらなる発展と安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

(3) 買収防衛策について

当社は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)において、株主の皆様の承認を得て、大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。)[注1](以下、「大規模買付者グループ」という。)の議決権割合[注2]を20%以上とすることを目的とする当社株券等[注3]の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する対応策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。ただし、当社取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本プラン導入の背景について

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主様共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かを株主の皆様合理的かつ適切にご判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要・十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を速やかに、株主の皆様にご提供することが不可欠です。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した後記 . に記載の本プランを導入し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

本プランの内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール(以下、「大規模買付ルール」という。)に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した後記 2. (5)に記載の特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置(以下、「対抗措置」という。)を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重してもなお、特別委員会の勧告の内容と異なる判断に至った場合は、対抗措置の発動の賛否について株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めます。

2. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為が実行される前に、株主の皆様合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するために、大規模買付情報の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを認めるというものです。

大規模買付ルールは、次のとおりです。

(1) 大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、大規模買付者に対し、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出いただくことといたします。本意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為の概要を明示するとともに大規模買付ルールを遵守する旨を表明していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供とその開示

当社取締役会は、本意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者に対し交付し、速やかに当該情報のリストに記載された情報を提供していただきます。

当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合、当社が定める期限までに、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、速やかに特別委員会に対して提供するとともに株主の皆様にも情報開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要なと考えられる情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示いたします。

大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報は、次のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付者グループ(共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の具体的な名称、資本構成または主要出資者(組合員その他の構成員を含みます。)及びその経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験並びに当社事業と同種事業を営むときは、その決算情報またはセグメント情報など

第三者との連絡

大規模買付行為に際して、第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、買付方法の適法性など(過去の大規模買付行為の経歴及びその後の当該企業や事業の経営状況なども含みます。)

買付対価の算定根拠

買付対価の算定の前提となる事実(数値情報)及び仮定事実、算定方法、算定を行った企業ないし担当者、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想される影響額及びその算定根拠等

大規模買付行為の実行に関する資金の裏付け等

大規模買付行為に要する見込み買付資金総額、大規模買付行為資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、資金調達の方法、関連する取引の内容

買付後の経営方針、事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社企業グループの経営方針、事業計画(とくに業種・業態転換の可能性)、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策及びその計画実現の可能性とリスクの有無

利害関係者の処遇方針

大規模買付行為完了後における当社及び当社企業グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

その他、当社取締役会あるいは特別委員会が合理的に必要なと判断する情報

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)が次のとおり与えられるものとしたします。

対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60日間
その他の大規模買付行為の場合 90日間

ただし、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものとしたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

(4) 取締役会による評価意見並びに代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示いたします。

当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができるものとしたします。

(5) 特別委員会

特別委員会に対する諮問と勧告

当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より前記 2.(1)に記載の「大規模買付ルールの遵守に関する意向表明書の提出」がなされた場合、または大規模買付行為に関する提案、あるいは大規模買付行為が行われた場合の対応方針についての諮問をするために特別委員会を招集いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、特別委員会に対して、速やかに提供いたします。

特別委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接または当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考えられる情報の提供を求めることができるものとしたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する評価意見あるいは代替案等を特別委員会に提出することができます。

特別委員会は、当社の費用負担をもとに、必要に応じてフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等から客観的な助言を得ることができるものとし、当社取締役会から提出のあった評価意見あるいは代替案等について意見を述べることができるほか、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、特別委員会による勧告の概要その他必要と認められる事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとしたします。

また、評価期間の終了までに、特別委員会が提出資料の検討、評価、大規模買付者との交渉、対抗措置の発動に関する勧告をなしえないときは、特別委員会の決議により、合理的な範囲内において評価期間を延長することができるものとしたします。なお、当社は評価期間を延長する場合は延長する理由、延長期間等を開示いたします。

特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役、弁護士、公認会計士、社外の有識者の中から選定します。

設置当初における特別委員会の委員は、社外取締役辻川正人氏、社外監査役大谷康弘氏、社外有識者半林 亨氏及び田邊光政氏の4名が就任しております。

(6) 株主意思の確認手続き

評価期間満了後、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動をするか否かについて決議いたしますが、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様の意思を尊重する主旨から、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、可及的速やかに株主の皆様に判断していただくことができるものいたします。

なお、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思確認は、会社法上の株主総会(以下、「株主確認総会」という。)による決議によるものいたします。

当社取締役会が、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主確認総会を開催する旨の決議を行った場合には、株主確認総会を開催する旨並びに開催の判断に至った理由を速やかに開示いたします。

当社は、株主確認総会の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し対抗措置を発動または発動しないことといたします。

当社は、株主の皆様の意思の尊重を明確にするために、本プランの対抗措置の決定機関等を明確にするために、当社定款の改正を実施いたしました。

なお、当社取締役会は、株主確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下、「本基準日」という。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものいたします。

株主確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。

株主確認総会の決議は、当社定款第42条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものいたします。

当社取締役会は、株主確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更または株主確認総会の延期若しくは中止をすることができるものいたします。大規模買付者は、株主確認総会終結の時まで、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。

(7) 大規模買付行為の開始について

大規模買付行為は、評価期間経過後または株主確認総会の終了後にのみ開始されるものいたします。

(8) 本プランの有効期間と廃止及び変更

有効期間

本プランの有効期間は、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までといたします。

株主総会決議による廃止及び変更

本プランの導入後、有効期間中であっても、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランにつきご承認をいただいた株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、当社取締役の任期は1年でありますので、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行うものとしたします。

廃止または変更に関する情報開示

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及びそれらの内容について、情報開示を速やかに行います。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針と対抗措置の発動判断等

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示を行うに留め、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を行わない旨の決議をいたします。

もっとも、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、次に記載の から に該当する場合、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反すると判断した場合、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容と異なる判断をいたします。この場合には、株主の皆様を尊重する主旨から、可及的速やかに株主確認総会を開催し、株主の皆様当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かについて決議していただくことといたします。

当社取締役会は、以下の から に該当すると合理的に判断した場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反する場合に該当するものと考えます。

株式を買い占め、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される場合
大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと合理的に判断される場合
大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に判断される場合
その他、ないし に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合

(2) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、引き続き大規模買付情報の提出を求めるとともに大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき、または株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により対抗措置を発動できるものといたします。

(3) 対抗措置の発動の判断

当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会あるいは株主確認総会の決議に基づき、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するものとします。

当社取締役会が、取締役会決議に基づき、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

(4) 対抗措置の発動後における中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認める範囲で対抗措置の中止を含む新たな措置を行うことができるものとします。

当該対抗措置決定後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

当該対抗措置決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守し、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主様共同の利益の確保・向上に反しないと合理的に判断できるなど対抗措置を遂行することが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

上記の場合、当社取締役会は、対抗措置の中止を含む判断を行い、これを特別委員会に報告するものとし、速やかに情報開示を行います。

・ 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」が定めた三原則の要件(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。

2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、当社第78回定時株主総会(平成19年6月28日開催)の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成22年6月開催予定)の終結の時までとし、有効期間を定めます。

なお、本プランが有効期間前であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランが廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様意思に基づくものと考えております。

3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て対抗措置の発動を決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めるものとします。

・ 株主・投資家に与える影響等

1. 本プランの導入時に与える影響等

本株主総会決議に基づき本プランの導入につきご承認いただくのみであり、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

2. 対抗措置の発動時に与える影響等

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的に、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で必要な対抗措置を発動する場合には、株主の皆様あるいは投資家の皆様(大規模買付者は除きます。)の法的権利または経済的価値を損なうことのない措置を講じるものいたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合は、速やかに情報開示いたします。

3. 対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合における株主の皆様の手続き

対抗措置として、当社株主総会あるいは当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。係る基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様には新株予約権が無償で割当てられますので、名義書換がお済みでない当社株式を保有されている株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続きを行っていただく必要があります。

4. 対抗措置の発動後(新株予約権無償割当ての場合)の中止時に与える影響

新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に、当社取締役会が新株予約権無償割当ての発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

〔注1〕大規模買付者及びそのグループ

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

〔注2〕議決権割合

- () 大規模買付者及びそのグループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- () 大規模買付者及びそのグループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

〔注3〕株券等

株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

4 【事業等のリスク】

当社企業グループの経営成績及び財政状況などに重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社企業グループが判断したものであります。

(1) 経済状況の変動について

当社企業グループは、電子・情報機器製品並びに半導体デバイス製品の販売を主な事業とする企業であり、取引先は製造業を中心としながらも幅広い業種に及んでおります。各取引先の状況は、経済状況の変動により、その各々の業界における需要の低下や設備投資の減少などにより影響を受けるため、当社企業グループの経営成績及び財政状態もその影響を受ける可能性があります。

(2) 主要取引先との関係について

当社企業グループの主な取扱品目は、シーケンサ、サーボ、プログラマブルコントローラなどのFA機器製品とメモリー、マイコン、ASICなどの半導体製品であり、仕入先としては、三菱電機株式会社並びに株式会社ルネサス販売からの仕入が中心となっております。従いまして、当社企業グループの経営成績及び財政状態は、これら主要仕入先の事業戦略などにより影響を受ける可能性があります。また、当社企業グループが商品を提供している主要取引先についてもその市場戦略、商品戦略の動向により同様に影響を受ける可能性があります。

(3) 製品の品質と責任について

当社企業グループが販売するシステムや独自に開発したソフトウェアについては、その一部の製品作りにおいて外部の会社を活用する場合があります。

製品の品質管理については品質保証の専任部署を設置し、取引先に対して品質保証が維持できるよう努めておりますが、提供した製品やサービスに欠陥などの問題があった場合には、当社企業グループとして、そのことによって生じた損害の責任を負う可能性があります。

(4) 債権回収について

当社企業グループは、取引先の定期調査分析を実施するなど、与信管理に細心の注意を払っておりますが、取引先の資金繰りの急激な悪化や倒産などにより、債権が回収不能となり貸倒損失が発生する可能性があります。

(5) 財務構造について

当社企業グループは、売上債権の回転期間と比較して仕入債務の回転期間が短くなっておりま
す。そのため、売上の増加に伴い運転資金の需要が発生することから、この運転資金を金融機関など
外部から調達する財務構造となっております。

このため、今後の当社企業グループの販売動向、金融市場での金利動向及び金融機関の貸出姿勢
の変化により、当社企業グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(6) 退職給付債務について

当社企業グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算で設定される前提条件や
年金資産の期待収益率で算出されます。

今後の割引率の低下や運用利回りの変化により、退職給付費用の増加をもたらす可能性がありま
す。

5 【経営上の重要な契約等】

平成20年3月31日現在における主な代理店契約等は次のとおりであります。

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
(株)立花エレクトック	三菱電機(株)	機器事業部扱い製品の特約販売	昭和59年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		半導体製品の特約販売	平成8年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		通信・NTT事業部扱い製品の販売	平成12年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
		社会システム事業部・社会情報システム 事業部扱い製品の販売	平成14年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	(株)ルネサス販売	半導体の販売	平成15年4月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	東京海上日動火災 保険(株)	損害保険、自動車損害賠償責任保険	平成13年4月から無期限
(株)立花エレクトック	Atmel Sarl	半導体の日本、香港、中国における販売	平成18年9月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	タッチパネル・シ ステムズ(株)	タッチパネルモニターの販売	平成13年2月から1か年 (1年ごとの自動更新)
(株)立花エレクトック	アバゴ・テクノロ ジー(株)	半導体の日本国内における非独占的 特約販売	平成19年8月から1か年 (1年ごとの自動更新、自 動更新は最長2回まで)

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社企業グループが判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度における資産合計は75,583百万円となり、前連結会計年度に比べ8,918百万円減少いたしました。

流動資産は63,108百万円となり、前連結会計年度に比べ7,929百万円減少いたしました。この主な要因は、現金及び預金の減少1,560百万円と売上高の減少に伴い受取手形及び売掛金が6,792百万円減少したことによるものであります。

固定資産は12,475百万円となり、前連結会計年度に比べ988百万円減少いたしました。この主な要因は、南大阪ビルの完成等に伴う建物及び構築物の増加532百万円と株価下落に伴う投資有価証券の減少1,586百万円であります。

当連結会計年度における負債合計は42,516百万円となり、前連結会計年度に比べ9,204百万円減少いたしました。

流動負債は41,108百万円となり、前連結会計年度に比べ7,975百万円減少いたしました。この主な要因は、仕入高の減少に伴う支払手形及び買掛金の減少7,759百万円と一年以内償還予定の社債の償還300百万円によるものであります。

固定負債は1,407百万円となり、前連結会計年度に比べ1,228百万円減少いたしました。この主な要因は、長期借入金の返済334百万円と投資有価証券の時価下落に伴う繰延税金負債の減少994百万円であります。

当連結会計年度における純資産合計は33,067百万円となり、前連結会計年度に比べ286百万円増加いたしました。この主な要因は、当期純利益2,005百万円の計上による利益剰余金の増加1,623百万円とその他の有価証券評価差額金の減少1,457百万円によるものであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

売上高は、前連結会計年度より19,019百万円減少し、130,871百万円(前年同期比12.7%減)となりました。この主な要因は、通信分野における携帯電話委託生産の受注終了によるものであります。自動車や液晶製造装置メーカーなどの設備投資の減少からサーボ・インバータ・プログラマブルコントローラなどのF A関連機器はやや低調ではありましたが、その他の製品分野については総じて堅調でありました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上高の減少に伴い、売上原価は前連結会計年度より18,869百万円減少し、115,734百万円(前年同期比14.0%減)となりました。また、売上高に対する売上原価の比率は、利益率の改善などを反映して1.4ポイント改善し、88.4%となっております。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度より299百万円増加し、11,642百万円(前年同期比2.6%増)となりました。これは、主として人員の増加に伴う人件費の増加と、営業活動費、教育費などを中心とした一般管理費の増加によるものであります。

営業外損益

営業外収益は、前連結会計年度より20百万円増加し、410百万円(前年同期比5.4%増)となりました。営業外費用は、前連結会計年度より76百万円増加し、441百万円(前年同期比21.0%増)となりました。この主な要因は、為替差損の増加によるものであります。

経常利益

経常利益は、前連結会計年度より504百万円減少し、3,463百万円(前年同期比12.7%減)となりました。売上高経常利益率は前連結会計年度より0.1ポイント減少し、2.6%となりました。

特別損益

特別利益は、前連結会計年度より38百万円増加し、82百万円(前年同期比87.7%増)となりました。これは、社員寮建替に伴う土地売却による固定資産売却益の増加が主な要因であります。特別損失は、前連結会計年度より46百万円減少し、91百万円(前年同期比33.6%減)となりました。これは、前連結会計年度に計上された南大阪ビルの建設に伴う旧建物の解体関連費用並びに本社ビル空調工事に伴う固定資産除却損の影響によるものであります。

当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度より217百万円減少し、2,005百万円(前年同期比9.8%減)となりました。

(3) 戦略的現状と見通し

今後の見通しといたしましては、世界的な資源価格の高騰や為替市場の変動に加え、サブプライムローン問題を背景とする米国経済の減速などの影響による国内経済の先行き不透明感が懸念され、当社を取り巻く経営環境は楽観を許さない状況が予測されます。

当社企業グループといたしましては、2010年3月期を最終年度とする中長期ビジョン「G T 2 1」を確実なものとするべく、各事業部門のミッションを基軸とした取り組みと国内外の拠点政策を継続的に推進してまいります。加えて、電機・電子業界の中にある技術商社として立花エレクトックの新しいブランドを構築するため5つの新たな取り組みとして、ソリューション事業を中心としたエンジニアリングの深化、E M S 事業などの加工ビジネスとオリジナル製品の開発に注力、コンプライアンスを軸としたC S R (企業の社会的責任)の重視、C S (顧客満足)のさらなる向上、そして総合的な人材育成を積極的に推進してまいります。

新しいブランドを構築するため5つの新たな取り組みの概要につきましては、「対処すべき課題」の「(1) 立花エレクトックの新たなブランド構築」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

第2「事業の状況」 1「業績等の概要」(2)キャッシュ・フローの状況に記載しております。

資金需要

当社企業グループの運転資金需要のうち主なものは、仕入から回収までの資金立替、販売費及び一般管理費等の営業費用等であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業 員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (大阪市西区)	営業設備	2,101	5	69	271 (1,191)	2,447	443
東京支社 (東京都港区)	営業設備	15		6	()	22	140
名古屋支社 (名古屋市東区)	営業設備	0		1	()	1	48
神奈川支店 (横浜市中区)	営業設備	0		0	()	0	13
南大阪支店 (堺市堺区)	営業設備、 研修所及び社員寮	676		20	8 (842)	705	12
神戸支店 (神戸市中央区)	営業設備	1		0	()	2	26
東京物流センター (横浜市鶴見区)	営業設備	3	0	0	72 (704)	76	1

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

(2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業 員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
研電工業㈱	本社 (大阪市 西淀川区)	営業設備 及び工場	28	5	0	()	34	26
㈱宏和工業	本店 (兵庫県西宮 市)	営業設備	12			49 (238)	62	
	尼崎支店 (兵庫県尼崎 市)	営業設備 及び工場	7	0	0	46 (495)	55	18

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

(3) 在外子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(単位 百万円)					従業 員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
タチバナセー ルス(シンガ ポール)社	本社 (シンガポ ール)	営業設備			0	()	0	8
タチバナセー ルス(香港)社	本社 (香港)	営業設備			7	()	7	29
台湾立花股 有限公司	本社 (台湾)	営業設備			0	()	0	4

立花機電貿易 (上海)有限公司	本社 (中国・上海)	営業設備			0	()	0	13
タチバナセールス(韓国)社	本社 (韓国)	営業設備			0	()	0	1
タチバナセールス(バンコク)社	本社 (タイ)	営業設備			3	()	3	4

(注) 上記金額は、有形固定資産の帳簿価額によるものであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,381,102	21,381,102	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	21,381,102	21,381,102		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成16年8月9日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	520個 3	520個 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,200株 1, 3	57,200株 1, 3
新株予約権の行使時の払込金額	1,058円 2, 3	1,058円 2, 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,058円 3 資本組入額 529円 3	発行価格 1,058円 3 資本組入額 529円 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社は、平成16年10月18日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	30個 3	30個 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,300株 1, 3	3,300株 1, 3
新株予約権の行使時の払込金額	989円 2, 3	989円 2, 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 989円 3 資本組入額 495円 3	発行価格 989円 3 資本組入額 495円 3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中にあって任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 3 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の数」における新株予約権1個につき目的となる株式の数は、110株となっております。また、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社は、平成17年4月11日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	300個 1	300個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株 2	30,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,225円 3	1,225円 3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日	平成18年7月1日～ 平成20年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,225円 資本組入額 613円	発行価格 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、平成17年8月8日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	840個 1	840個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	84,000株 2	84,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,161円 3	1,161円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,161円 資本組入額 581円	発行価格 1,161円 資本組入額 581円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、平成17年10月17日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	210個 1	210個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株 2	21,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,189円 3	1,189円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,189円 資本組入額 595円	発行価格 1,189円 資本組入額 595円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、平成18年4月10日付の取締役会において、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	370個 1	370個 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	37,000株 2	37,000株 2
新株予約権の行使時の払込金額	1,343円 3	1,343円 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日	平成19年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,343円 資本組入額 672円	発行価格 1,343円 資本組入額 672円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>イ 新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>ロ 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ 同左</p>

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
	<p>八 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	<p>八 同左</p> <p>同左</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡に関しては、取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の質入及び相続は認めない。</p>	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年12月3日 (注) 1	300,000	16,752,757	156	4,382	156	4,186
平成17年3月12日 (注) 2	1,350,000	18,102,757	797	5,180	795	4,982
平成17年3月28日 (注) 3	150,000	18,252,757	88	5,269	88	5,071
平成17年3月31日 (注) 4	20,000	18,272,757	8	5,277	8	5,079
平成17年5月20日 (注) 5	1,827,275	20,100,032		5,277		5,079
平成17年4月1日 ～ 平成18年3月31日 (注) 6	950,620	21,050,652	306	5,583	305	5,384
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日 (注) 7	141,690	21,192,342	45	5,629	45	5,430
平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日 (注) 7	188,760	21,381,102	62	5,692	62	5,492

(注) 1 第三者割当 発行価格1,040円 資本組入額520円

割当先：(株)ルネサステクノロジ ミヨシ電子(株)

2 有償一般募集 発行価格1,252円 発行価額1,180.61円 資本組入額591円

3 第三者割当 発行価格1,180.61円 資本組入額591円

割当先：野村証券(株)

4 新株引受権(ストックオプション)の権利行使による増加

5 平成17年5月20日に、平成17年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、所有株式数を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

6 新株引受権(ストックオプション)及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

7 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		39	17	103	48		2,566	2,773	
所有株式数(単元)		59,928	489	66,122	16,170		70,532	213,241	57,002
所有株式数の割合(%)		28.10	0.23	31.01	7.58		33.08	100.00	

- (注) 1 自己株式61,957株は、「個人その他」の欄に619単元及び「単元未満株式の状況」の欄に57株含めてそれぞれ記載しております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数と同一であります。
2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が11単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,535	7.18
株式会社サンセイテクノス	大阪市淀川区西三国1丁目1番1号	1,232	5.76
立花エレック従業員持株会	大阪市西区西本町1丁目13番25号	978	4.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	901	4.22
株式会社きんでん	大阪市北区本庄東2丁目3番41号	628	2.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	601	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	549	2.57
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505019 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	477	2.23
株式会社ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	477	2.23
立花浪子	兵庫県芦屋市	434	2.03
計		7,815	36.55

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 601千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 549千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 61,900		
	(相互保有株式) 普通株式 103,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,158,800	211,588	
単元未満株式	普通株式 57,002		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,381,102		
総株主の議決権		211,588	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,100株(議決権11個)が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	61,900		61,900	0.29
(相互保有株式) 株式会社大電社	大阪市浪速区日本橋西 1丁目6番17号	103,400		103,400	0.48
計		165,300		165,300	0.77

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月29日第75回定時株主総会終結時に在任する当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに本総会終結の時において在籍する当社及び当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月29日の第75回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに従業員のなかで業績に貢献したと認める成績優秀者及び特に会社が認める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	150,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成20年6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。 新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。 会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社普通株式150,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額は、発行日に先立つ東京証券取引所における当社株式の普通取引の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日第76回定時株主総会終結時に在任する当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに本総会終結の時に在籍する当社及び当社国内子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月29日の第76回定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社国内子会社の取締役、監査役並びに従業員のなかで業績に貢献したと認める成績優秀者及び特に会社が認める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	150,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社普通株式150,000株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下、「払込金額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額は、発行日に先立つ東京証券取引所における当社株式の普通取引の直近営業日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、払込金額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(ただし、時価発行として行われる公募増資並びに新株予約権及び新株予約権証券の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年3月14日)での決議状況 (取得期間 平成20年3月17日～平成20年5月23日)	200,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,000	300,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	7,400	6,319,800
提出日現在の未行使割合(%)	96.3	97.9

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	2,024	2,196
当期間における取得自己株式	241	207

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他	45	34,685		

保有自己株式数	61,957		69,598	
---------	--------	--	--------	--

- (注) 1 当事業年度におけるその他の株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡しであります。
- 2 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては、将来の経営環境の変化に対応できるよう、財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款で定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成16年3月期以降、今期を含め5期にわたり一定の利益水準を維持できる企業体質になったと判断いたしましたので、株主の皆様への日頃のご支援にお応えするために、1株につき2円の増配となる11円といたしました。これにより年間配当金は、5期連続の増配となり中間配当金9円と合わせまして、念願でありました20円配当とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、総合的な企業体質の強化と将来の業容拡大に備えるものであります。

また、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして、実施時期および実施規模も含め、適切に対応してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年11月12日	191	9
平成20年5月26日	234	11

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	1,070	1,355	1,340	1,373	1,226
最低(円)	500	1,000	1,016	1,053	745

(注) 株価は、平成17年3月1日より東京証券取引所市場第一部におけるもの、平成16年3月4日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月
最高(円)	1,145	1,080	1,060	955	918	894
最低(円)	1,009	961	938	745	772	750

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	社長 執行役員	渡 邊 武 雄	昭和20年 6 月29日生	昭和43年 3 月 平成 5 年 4 月 平成 8 年 6 月 平成10年 6 月 平成12年 6 月 平成15年 6 月 平成18年 6 月	当社入社 当社海外本部長 当社取締役海外本部長に就任 当社取締役海外事業本部長に就任 当社代表取締役社長に就任 当社代表取締役社長 代表執行役員 に就任 当社代表取締役社長 社長執行役員 に就任(現任)	(注) 4	79
代表取締役	専務執行役員 全社営業 担当、北陸支 店担当	佐々木 正 也	昭和13年 5 月 1 日生	昭和44年 5 月 平成 4 年 4 月 平成 6 年 6 月 平成10年 6 月 平成12年 6 月 平成14年 6 月 平成15年 6 月 平成18年 6 月 平成19年 6 月	当社入社 当社電子デバイス本部長 当社取締役電子デバイス本部長、全 社電子デバイス担当に就任 当社常務取締役半導体デバイス事業 担当に就任 当社専務取締役東京支社長、半導体 デバイス事業担当に就任 当社代表取締役専務東京支社長、北 陸支店担当に就任 当社代表取締役専務 執行役員 東京 支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員 東京 支社長、北陸支店担当に就任 当社代表取締役 専務執行役員全社 営業担当、北陸支店担当に就任(現 任)	(注) 4	29
取締役	専務執行役員 F A シス テム事業担 当、神戸支 店・九州支 店担当	島 田 教 雄	昭和18年 1 月31日生	昭和36年 3 月 平成10年 6 月 平成12年 6 月 平成14年 4 月 平成15年 6 月 平成16年 6 月 平成18年 6 月 平成20年 6 月	当社入社 当社機器本部長 当社取締役機器本部長に就任 当社取締役 F A 第一本部長に就任 当社取締役 執行役員 F A 第一 本部長に就任 当社常務取締役 執行役員 F A 第一本部長に就任 当社取締役 常務執行役員 F A シス テム事業担当、神戸支店・九州支店 担当に就任 当社取締役 専務執行役員 F A シス テム事業担当、神戸支店・九州支店 担当に就任(現任)	(注) 4	27
取締役		下 吉 英 之	昭和21年 3 月15日生	昭和43年 4 月 平成10年 6 月 平成14年 4 月 平成14年 6 月 平成15年 6 月 平成18年 6 月 平成18年 6 月 平成18年 10 月 平成18年 10 月	当社入社 当社機電本部長 当社名古屋支社副支社長兼 F A 第三 本部長 当社取締役名古屋支社副支社長兼 F A 第三本部長に就任 当社取締役 執行役員 名古屋支社長 兼 F A 第三本部長に就任 当社取締役 常務執行役員に就任 株式会社大電社取締役に就任 同社代表取締役社長に就任(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注) 4	25

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役	執行役員 管理部門 担当、 C S R推進 担当	住 谷 正 志	昭和24年 1月 1日生	昭和48年 4月 平成 8年10月 平成15年 4月 平成17年 4月 平成17年 6月 平成18年 6月 平成19年 6月	当社入社 当社管理本部経営企画部長 当社経営企画本部長 当社管理部門統括本部長 当社執行役員 管理部門統括本部長 当社取締役 執行役員 管理部門担当 に就任 当社取締役 執行役員 管理部門担当、 C S R推進担当に就任(現任)	(注) 4	8	
取締役		清 澤 孝 雄	昭和27年 4月 9日生	昭和50年 4月 平成14年10月 平成19年 4月 平成19年 6月	三菱電機株式会社入社 同社関西支社産業メカトロニクス部 長 同社関西支社副支社長兼営業企画部 長(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注) 4		
取締役		辻 川 正 人	昭和33年 1月31日生	昭和60年11月 昭和63年 4月 昭和63年 4月 平成 6年 1月 平成16年12月 平成19年 6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録 関西法律特許事務所入所 関西法律特許事務所パートナー 弁護士法人関西法律特許事務所 社員 弁護士(現任) 当社取締役に就任(現任)	(注) 4		
監査役 常勤		田 村 勝 彦	昭和21年12月20日生	昭和40年 3月 平成 4年 8月 平成10年 4月 平成14年 4月 平成18年 4月 平成19年 6月	当社入社 当社ビルシステム本部総合営業部長 当社管理本部総務部長 当社経営企画本部広報部長 当社広報部長兼東京広報部長 当社常勤監査役に就任(現任)	(注) 5	21	
監査役		大 谷 康 弘	昭和41年 2月13日生	平成 2年10月 平成12年 4月 平成12年 7月 平成13年 8月 平成14年 8月 平成15年 6月 平成16年 2月	太田昭和監査法人(現新日本監査法 人)入所 大谷公認会計士事務所所長(現任) (株)関西ベンチャーインキュベート取 締役に就任 同社代表取締役に就任(現任) ケイブアイ税理士法人社員 当社監査役に就任(現任) ケイブアイ税理士法人代表社員(現 任)	(注) 5		
監査役		塩 路 広 海	昭和32年1月28日生	昭和59年10月 昭和62年 4月 平成 3年 4月 平成19年 6月	司法試験合格 大阪弁護士会登録 浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法律会 計事務所)入所 塩路法律事務所開設 所長(現任) 当社監査役に就任(現任)	(注) 5		
計								191

(注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- 2 取締役 清澤孝雄、辻川正人の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 監査役 大谷康弘、塩路広海の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
木田 稔	昭和45年7月30日生	平成5年10月 平成16年1月 平成16年6月 平成18年12月	太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所 公認会計士木田 稔事務所所長(現任) ㈱IPOサポートセンター(現 ㈱アイサポート)代表取締役役に就任(現任) 監査法人グラヴィタス 代表社員(現任)	(注)	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

7 当社は、執行役員制度を平成15年6月27日より導入し、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命しております。

執行役員13名の内、取締役を兼務していない執行役員は、以下の10名であります。

役職名	氏名
常務執行役員 東京支社長	安 齋 雄 二
常務執行役員 施設事業担当	川 島 喜 夫
常務執行役員 半導体デバイス事業担当	小 沼 博
常務執行役員 ソリューション事業担当兼全社技術担当 ・技術本部長・品質管理部長	山 本 通 泰
執行役員 半導体デバイス第一統括本部長	浜 本 昭 文
執行役員 F A 第一本部長	上 田 幸 男
執行役員 情報通信事業担当兼情報通信本部長・情通企画部長、㈱ルネサステクノロジへ兼務出向	瀨 村 正 夫
執行役員 名古屋支社長、名古屋管理部長	真 鍋 善 英
執行役員 半導体デバイス第二統括本部長	松 野 秀 樹
執行役員 経営管理本部長兼総務部長	清 水 洋 二

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社企業グループは、「企業の目的は効率的な経済活動を顕在化させ、長期的な株主価値の向上を目指すことにある」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主をはじめ取引先や従業員並びに近隣地域など様々なステークホルダーの期待と信頼に応えるとともに、一部上場企業として社会的責務を果すことが重要課題であると認識しております。

その取組みの一環として、社外取締役と社外監査役に、それぞれ弁護士の方を招聘し、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした法律面からのアドバイスをいただき、経営の透明性・健全性、遵法性の確保を高めてまいります。これにより、当社の経営体制は、取締役7名のうち社外取締役を2名、監査役3名のうち社外監査役を2名といたしております。

一方、当社の企業規模においては、本業での業績向上を図ることが最重要課題の一つと認識しており、このため、経営をつかさどる取締役が執行役員を兼務するとともに、業務執行をつかさどる執行役員を任命し、それぞれ取締役会、経営執行会議においてその役割を担っております。

なお、事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役、執行役員の任期を1年といたしております。

また、企業の社会的使命として環境問題への取り組み、コンプライアンス、社会貢献などを通じたCSRの遂行を実践するためにCSR推進本部を設けております。

コンプライアンスにつきましてもその重要性を十分認識し、CSR推進本部にコンプライアンス室を所属させ、法令や社内ルールの遵守はもとより社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した企業活動を行っております。

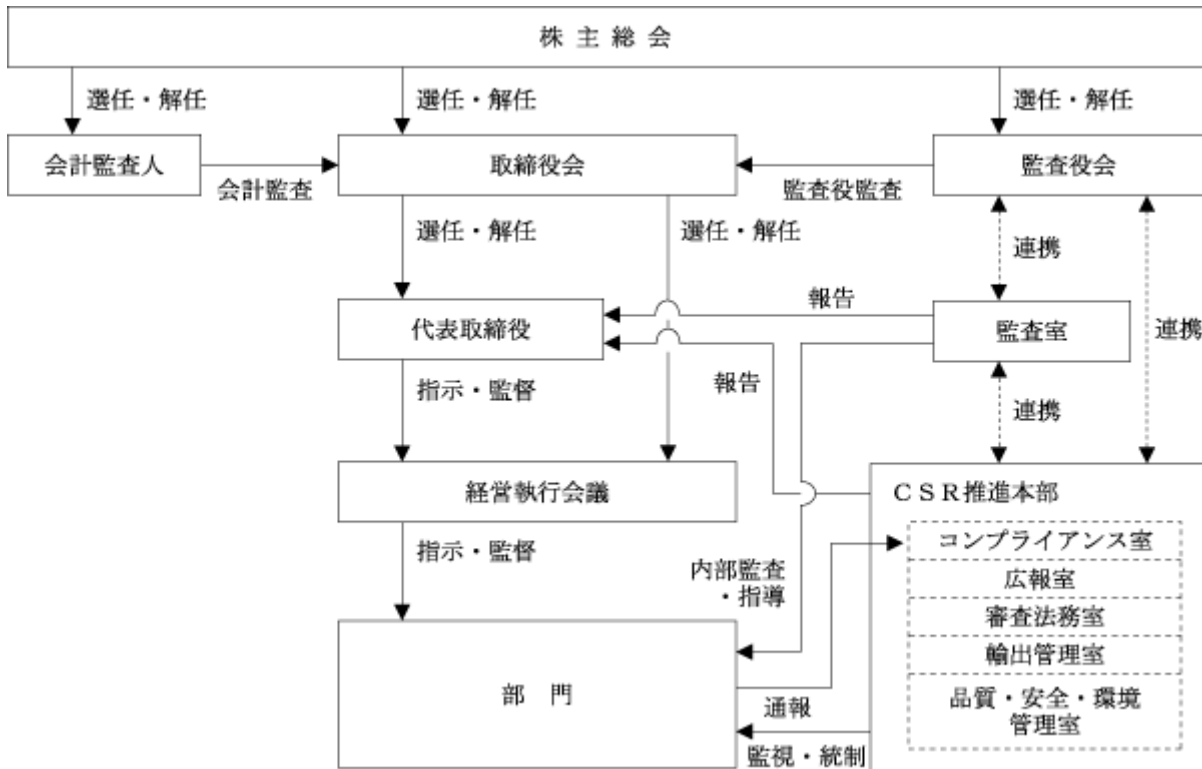
(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しております。現在の監査役制度は、監査体制の充実と監査機能の強化を図っており経営の監視機能が十分働いております。従いまして、コーポレート・ガバナンスの観点からも現監査役制度は適切であり有効と考えております。

〔当社のコーポレート・ガバナンス体制〕



内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備のために社内規程の整備をし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス室を設置するとともに業務の有効性と効率性を確保するための体制を構築するなど子会社を含めた業務の適正を確保する体制を整備しております。

リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程に従い、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。

内部監査体制

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として監査室がその任務を担当しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき業務運営及び財産管理の実態を調査し、内部統制の向上に努めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査について、監査法人トーマツより法定監査を受けており、監査役会への定期的な報告が実施されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 和田 朝喜	監査法人トーマツ
指定社員 業務執行社員 小林 洋之	監査法人トーマツ

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士10名及び会計士補等7名で構成されております。

役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役を支払った報酬 (うち社外取締役に支払った報酬)	176百万円 (4百万円)
	監査役を支払った報酬 (うち社外監査役に支払った報酬)	14百万円 (7百万円)
計		190百万円

(注) 1 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 取締役の報酬額には、役員賞与37百万円が含まれております。

監査報酬の内容

監査法人トーマツに対する報酬は以下のとおりであります。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に 規定する業務に基づく報酬	21百万円
上記以外の業務に基づく報酬	8百万円

(注) 上記以外の業務に基づく報酬は、内部統制構築に関する助言・指導業務に係るものであります。

その他

a 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役としての有用な人材の招聘を容易にするとともに、その役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

b 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

c 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

d 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

e 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における議決権の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役清澤孝雄氏は、当社の主要株主である三菱電機株式会社(出資比率：7.18%)の関西支社副社長であり、当社は同社と製品の仕入及び販売の取引関係があります。

社外取締役辻川正人氏は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であります。同弁護士事務所との取引内容等につきましては、後記の〔関連当事者との取引〕に記載しております。

なお、その他の社外監査役につきましては、当社との特別な利害関係はありません。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当事業年度において、取締役会を16回、経営執行会議を12回、監査役会を5回開催いたしました。取締役は取締役会において法令に定められた事項や経営の基本方針を決定するとともに、経営執行会議などその他重要な会議に出席し業務執行状況を監督しております。また、監査役会においては、監査の方針・監査計画・監査の方法・監査業務の分担等を決議をもって策定・実施し監査法人との意見交換などを行っております。

情報開示につきましては、会社法・金融商品取引法等関係諸法令・金融商品取引所の定める適時開示規則に則って、ディスクロージャーを行っております。また、株主・投資家向のIR活動にも積極的に取組み、決算・経営情報、業績・財務データ、株式情報等、正確かつ公平にIR情報の適時開示に努めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第78期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第79期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)及び第78期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第79期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表並びに財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金	2	10,079		8,518	
2 受取手形及び売掛金	3	50,755		43,963	
3 たな卸資産		7,208		7,939	
4 繰延税金資産		504		514	
5 未収入金		2,272		2,025	
6 その他		274		199	
7 貸倒引当金		57		52	
流動資産合計		71,037	84.1	63,108	83.5
固定資産					
(1) 有形固定資産					
1 建物及び構築物	2	5,445		6,064	
減価償却累計額		3,106	2,338	3,193	2,871
2 機械装置及び運搬具		57		64	
減価償却累計額		50	6	53	11
3 工具器具及び備品		514		548	
減価償却累計額		424	90	430	117
4 土地	2		529		502
5 建設仮勘定			0		
有形固定資産合計		2,965	3.5	3,502	4.6
(2) 無形固定資産					
1 のれん			105		38
2 ソフトウェア			238		212
3 電話加入権			1		1
4 その他			29		159
無形固定資産合計			375		412
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券	1		9,680		8,094
2 長期貸付金			39		35
3 繰延税金資産			5		16
4 その他			555		567
5 貸倒引当金			157		153
投資その他の資産合計			10,123		8,560
固定資産合計			13,464		12,475
資産合計			84,501		75,583
			100.0		100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形及び買掛金	3	42,646		34,886	
2 短期借入金	2	2,254		2,661	
3 一年以内償還予定の社債		300			
4 未払法人税等		878		526	
5 賞与引当金		742		687	
6 役員賞与引当金		43			
7 繰延税金負債		0		1	
8 その他		2,219		2,345	
流動負債合計		49,083	58.1	41,108	54.4
固定負債					
1 長期借入金	2	634		299	
2 退職給付引当金		368		365	
3 繰延税金負債		1,436		587	
4 その他		197		154	
固定負債合計		2,636	3.1	1,407	1.9
負債合計		51,720	61.2	42,516	56.3
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		5,629		5,692	
2 資本剰余金		5,509		5,571	
3 利益剰余金		19,360		20,984	
4 自己株式		46		48	
株主資本合計		30,453	36.0	32,199	42.6
評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金		2,287		830	
2 繰延ヘッジ損益		0		0	
3 為替換算調整勘定		39		8	
評価・換算差額等合計		2,327	2.8	821	1.1
少数株主持分				45	0.0
純資産合計		32,781	38.8	33,067	43.7
負債純資産合計		84,501	100.0	75,583	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高			149,890	100.0	130,871	100.0	
売上原価			134,604	89.8	115,734	88.4	
売上総利益			15,286	10.2	15,136	11.6	
販売費及び一般管理費							
1 運賃倉敷料		1,209			1,216		
2 給与諸手当		4,728			4,974		
3 賞与引当金繰入額		732			678		
4 貸倒引当金繰入額		77					
5 退職給付引当金繰入額		214			257		
6 役員賞与引当金繰入額		43					
7 減価償却費		317			322		
8 その他		4,018	11,342	7.6	4,192	11,642	8.9
営業利益			3,943	2.6		3,494	2.7
営業外収益							
1 受取利息		47			62		
2 受取配当金		106			119		
3 仕入割引		25			31		
4 為替差益		70					
5 持分法による投資利益		65			98		
6 雑収入		74	389	0.3	99	410	0.3
営業外費用							
1 支払利息		61			64		
2 債権譲渡損		45			27		
3 売上割引		196			199		
4 為替差損					83		
5 雑損失		61	364	0.2	65	441	0.4
経常利益			3,968	2.7		3,463	2.6
特別利益							
1 投資有価証券売却益		27					
2 固定資産売却益	1	1			74		
3 貸倒引当金戻入額					7		
4 償却済債権取立益		15	43	0.0		82	0.1
特別損失							
1 投資有価証券売却損					18		
2 投資有価証券評価損		23			58		
3 固定資産売却損	2	0			10		
4 固定資産除却損	3	72			5		
5 南大阪支店解体関連費用		40	137	0.1		91	0.1
税金等調整前当期純利益			3,874	2.6		3,454	2.6
法人税、住民税及び事業税		1,599			1,312		
法人税等調整額		51	1,650	1.1	131	1,443	1.1
少数株主利益						5	0.0

当期純利益			2,223	1.5		2,005	1.5

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,463	17,596	43	28,601
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	45	45			91
利益処分による利益配当			209		209
剰余金の配当			189		189
利益処分による役員賞与			60		60
当期純利益			2,223		2,223
自己株式の取得				2	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	45	45	1,763	2	1,852
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,509	19,360	46	30,453

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,649		34	2,683	31,284
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					91
利益処分による利益配当					209
剰余金の配当					189
利益処分による役員賞与					60
当期純利益					2,223
自己株式の取得					2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	362	0	5	356	356
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	362	0	5	356	1,496
平成19年3月31日残高(百万円)	2,287	0	39	2,327	32,781

当連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3月31日残高(百万円)	5,629	5,509	19,360	46	30,453
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	62	62			124
剰余金の配当			382		382
当期純利益			2,005		2,005
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	62	62	1,623	2	1,745
平成20年 3月31日残高(百万円)	5,692	5,571	20,984	48	32,199

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年 3月31日残高(百万円)	2,287	0	39	2,327		32,781
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						124
剰余金の配当						382
当期純利益						2,005
自己株式の取得						2
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,457	0	47	1,505	45	1,459
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,457	0	47	1,505	45	286
平成20年 3月31日残高(百万円)	830	0	8	821	45	33,067

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益		3,874	3,454
2 減価償却費		319	325
3 のれん償却額		47	47
4 負ののれん償却額			2
5 賞与引当金の増減額(は減少)		58	56
6 貸倒引当金の増減額(は減少)		23	11
7 役員賞与引当金の増減額(は減少)		43	43
8 役員退職慰労引当金の増減額(は減少)		230	
9 退職給付引当金の増減額(は減少)		37	2
10 受取利息及び受取配当金		153	181
11 支払利息		61	64
12 為替差損益(は差益)		6	38
13 持分法による投資損益(は利益)		65	98
14 投資有価証券評価損		23	58
15 投資有価証券売却損益(は利益)		27	18
16 固定資産除売却損益(は利益)		94	59
17 役員賞与の支払額		60	
18 売上債権の増減額(は増加)		3,082	6,879
19 たな卸資産の増減額(は増加)		928	731
20 仕入債務の増減額(は減少)		315	8,052
21 未収入金の増減額(は増加)		60	250
22 その他の増減額		94	280
小計		5,855	2,176
23 利息及び配当金の受取額		153	197
24 利息の支払額		59	66
25 法人税等の支払額		1,723	1,669
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,225	638
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の増減額(は増加)		315	206
2 投資有価証券の取得による支出		312	893
3 投資有価証券の売却による収入		30	12
4 関連会社株式の取得による支出		1,069	
5 連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による収入			145
6 貸付けによる支出		19	1
7 貸付金の回収による収入		7	7
8 有形固定資産の取得による支出		255	815
9 有形固定資産の売却による収入		1	101
10 無形固定資産の取得による支出		70	116
11 その他の投資に関する支出		38	73
12 その他の投資に関する収入		26	30
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,015	1,397
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の増減額(は減少)		1,460	416
2 長期借入による収入		1,180	212
3 長期借入金の返済による支出		344	557
4 社債の償還による支出		300	300
5 新株の発行による収入		91	124
6 自己株式に関する収入及び支出		2	2
7 配当金の支払額		398	380
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,233	486
現金及び現金同等物に係る換算差額		1	95
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		977	1,340
現金及び現金同等物の期首残高		8,764	9,741
現金及び現金同等物の期末残高	1	9,741	8,401

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 12社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズプラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンストロジスティクス(株) (株)立花マネジメントサービス タチバナセールス(シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股? 有限公司 立花機電貿易(上海)有限公司 なお、立花機電貿易(上海)有限公司はタチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。</p>	<p>連結子会社の数 15社 連結子会社の名称 立花イーエス(株) (株)タチバナクリエート 研電工業(株) (株)タチバナソリューションズプラザ (株)宏和工業 (株)太洋商会 アドバンストロジスティクス(株) (株)立花マネジメントサービス (株)テクネット タチバナセールス(シンガポール)社 タチバナセールス(香港)社 台湾立花股? 有限公司 立花機電貿易(上海)有限公司 タチバナセールス(韓国)社 タチバナセールス(バンコク)社 上記のうち、タチバナセールス(韓国)社及びタチバナセールス(バンコク)社については、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となりましたので、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 なお、立花機電貿易(上海)有限公司及びタチバナセールス(韓国)社はタチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。また、タチバナセールス(バンコク)社はタチバナセールス(シンガポール)社の100%出資子会社であります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 2社 (株)大電社 (株)テクネット なお、(株)大電社については、当連結会計年度において株式の追加取得により、持分法を適用しております。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 1社 (株)大電社 なお、(株)テクネットについては、平成19年10月1日に株式を追加取得し、子会社となったことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めており、持分法の適用範囲からは除いております。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、海外連結子会社4社を除き、連結決算日と一致しております。 海外連結子会社の決算日は、12月31日であります。 なお、海外連結子会社4社については、連結決算日における仮決算は行っておりませんが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社の決算日は、海外連結子会社6社を除き、連結決算日と一致しております。 海外連結子会社の決算日は、12月31日であります。 なお、海外連結子会社6社については、連結決算日における仮決算は行っておりませんが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 たな卸資産 主として総平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>2年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	3年～50年	機械装置及び運搬具	2年～15年	工具器具及び備品	2年～20年	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	建物及び構築物	3年～50年	機械装置及び運搬具	4年～15年	工具器具及び備品	2年～20年
建物及び構築物	3年～50年													
機械装置及び運搬具	2年～15年													
工具器具及び備品	2年～20年													
建物及び構築物	3年～50年													
機械装置及び運搬具	4年～15年													
工具器具及び備品	2年～20年													

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員に支給する賞与に充てるため実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しておりましたが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給額について取締役会決議を行っていること等から、当連結会計年度末は計上しておりません。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上していましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当連結会計年度末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の 評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、 部分時価評価法によっております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却 に関する事項	のれんは、5年間で均等償却しておりま す。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における 資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、 随時引出し可能な預金及び容易に換金可 能であり、かつ、価値の変動について僅少 なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月 以内に償還期限の到来する短期的な投資 からなっております。	同左

会計処理の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は32,781百万円であります。なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における純資産の部は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において掲記しておりました「連結調整勘定」については、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。</p>	
<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「債権譲渡損」(前連結会計年度11百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>前連結会計年度において新株式の発行に係る費用は「新株発行費」として区分掲記しておりましたが、当連結会計年度の「株式交付費」(1百万円)は、金額が僅少のため、営業外費用「雑損失」に含めて表示しております。</p>	
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において掲記しておりました「連結調整勘定償却額」については、当連結会計年度から「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」に含めておりました「定期預金の増減額」を当連結会計年度より重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他の投資に関する支出」及び「その他の投資に関する収入」に含まれる「定期預金の増減額」はそれぞれ18百万円、18百万円であります。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,272百万円	1 関連会社に係る注記 投資有価証券(株式) 1,333百万円
2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 31百万円 土地 107百万円 合計 144百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 54百万円 長期借入金 45百万円 合計 100百万円	2 このうち担保に供している資産は次のとおりであります。 (1) 担保提供資産 現金及び預金 6百万円 建物及び構築物 31百万円 土地 107百万円 合計 144百万円 (2) 上記に対する債務 短期借入金 13百万円 長期借入金 32百万円 合計 45百万円
3 連結会計年度末満期手形等の処理 当連結会計年度末日が金融機関の休業日のため、当連結会計年度末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当連結会計年度末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。 受取手形 1,004百万円 支払手形 509百万円 売掛金 1,412百万円 買掛金 4,485百万円	3
受取手形割引高 269百万円	受取手形割引高 281百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																		
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	1百万円	工具器具及び備品	0百万円	合計	1百万円	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> </table>	土地	74百万円										
機械装置及び運搬具	1百万円																		
工具器具及び備品	0百万円																		
合計	1百万円																		
土地	74百万円																		
<p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	機械装置及び運搬具	0百万円	<p>2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	10百万円	工具器具及び備品	0百万円	合計	10百万円										
機械装置及び運搬具	0百万円																		
建物及び構築物	10百万円																		
工具器具及び備品	0百万円																		
合計	10百万円																		
<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">70百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	70百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	工具器具及び備品	1百万円	その他	0百万円	合計	72百万円	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2百万円	工具器具及び備品	1百万円	その他	1百万円	合計	5百万円
建物及び構築物	70百万円																		
機械装置及び運搬具	0百万円																		
工具器具及び備品	1百万円																		
その他	0百万円																		
合計	72百万円																		
建物及び構築物	2百万円																		
工具器具及び備品	1百万円																		
その他	1百万円																		
合計	5百万円																		

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,050,652	141,690		21,192,342
合計	21,050,652	141,690		21,192,342
自己株式				
普通株式(注)2	57,823	2,155		59,978
合計	57,823	2,155		59,978

(注)1 発行済株式数の増加141,690株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	209	10	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	189	9	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日

当連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,192,342	188,760		21,381,102
合計	21,192,342	188,760		21,381,102
自己株式				
普通株式(注)2	59,978	2,024	45	61,957
合計	59,978	2,024	45	61,957

(注) 1 発行済株式数の増加188,760株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使による新株の発行による増加であります。

2 自己株式数の増加2,024株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	190	9	平成19年3月31日	平成19年6月12日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	191	9	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	234	11	平成20年3月31日	平成20年6月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 10,079百万円	現金及び預金勘定 8,518百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 337百万円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 117百万円
現金及び現金同等物 9,741百万円	現金及び現金同等物 8,401百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置 及び運搬具	43	7	35	機械装置 及び運搬具	43	13	29
工具器具 及び備品	270	161	109	工具器具 及び備品	339	150	189
合計	313	168	144	合計	382	163	219
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 53百万円 1年超 90百万円 合計 144百万円				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 62百万円 1年超 156百万円 合計 219百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 57百万円 減価償却費相当額 57百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 64百万円 減価償却費相当額 64百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,911	7,717	3,806
債券			
その他	83	148	64
小計	3,995	7,866	3,871
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	484	459	24
債券			
その他			
小計	484	459	24
合計	4,479	8,325	3,846

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
30	27	

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	82
関連会社株式	
上場株式	1,256
合計	1,338

(4) 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度末においてその他有価証券として区分しておりました(株)大電社の株式については、当連結会計年度において追加取得したため関連会社株式として区分しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,327	4,355	2,028
債券			
その他	83	103	19
小計	2,410	4,458	2,047
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,910	2,256	654
債券			
その他			
小計	2,910	2,256	654
合計	5,321	6,714	1,393

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
12		18

(3) 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	45
関連会社株式	
上場株式	1,333
合計	1,379

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>取引の内容及び利用目的 連結財務諸表提出会社は、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるために外貨建債権債務について為替予約取引を利用しております。 なお、当該為替予約取引についてヘッジ会計を採用しております。 ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象...外貨建債権債務 ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ方針 連結財務諸表提出会社は、外貨建債権債務の期中平均残高を超えない様に利用することとしております。 ヘッジの有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 取引に対する取組方針 連結財務諸表提出会社の利用するデリバティブ取引は、為替変動リスクを適正に回避するためのヘッジ目的で行っているものであり、決済見込額の範囲内で、予約の時期及び額に基準を設けて段階的に行っており、市場リスクを極力回避することに努めております。 取引に係るリスクの内容 連結財務諸表提出会社の為替予約取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引であり、実質的なリスクはないと判断しております。 また、為替予約取引の相手方は、信用度の高い銀行に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生はほとんど予想しておりません。</p> <p>取引に係るリスクの管理体制 連結財務諸表提出会社のデリバティブ取引の基本方針は、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」があり、方針、手段、対象、決裁権限、実行及び管理等について定めております。 デリバティブ取引の実行及び管理については同規程に基づき海外本部がこれを実行し、管理本部経理部において管理し、一定の限度を超えるリスクが発生しないようにしております。</p>	<p>取引の内容及び利用目的 当社グループは、輸出入取引に係る為替変動のリスクに備えるために外貨建債権債務について為替予約取引及び通貨オプションを利用しております。 なお、当該為替予約取引についてヘッジ会計を採用しております。 ヘッジ会計の方法 振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段 ヘッジ対象...外貨建債権債務 ヘッジ手段...為替予約取引 ヘッジ方針 当社グループは、外貨建債権債務の期中平均残高を超えない様に利用することとしております。 ヘッジの有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動又は、キャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 取引に対する取組方針 当社グループの利用するデリバティブ取引は、為替変動リスクを適正に回避するためのヘッジ目的で行っているものであり、決済見込額の範囲内で、予約の時期及び額に基準を設けて段階的に行っており、市場リスクを極力回避することに努めております。 取引に係るリスクの内容 当社グループの為替予約取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引であり、実質的なリスクはないと判断しております。 また、通貨オプション取引についても為替相場変動によるリスクを有しておりますが、実需の範囲で行なっており、これが経営に与えるリスクは、限定的なものとして判断しております。 なお、これらの取引の相手方は、信用度の高い銀行に限られており、取引相手方の債務不履行による損失の発生はほとんど予想しておりません。</p> <p>取引に係るリスクの管理体制 当社グループのデリバティブ取引の基本方針は、社内規程である「デリバティブ取引管理規程」があり、方針、手段、対象、決裁権限、実行及び管理等について定めております。 デリバティブ取引の実行及び管理については同規程に基づき海外本部及び海外子会社がこれを実行し、経営管理本部経理部において管理し、一定の限度を超えるリスクが発生しないようにしております。</p>

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の 取引	通貨オプション 取引 売建 コール	190		193	2
	合計	190		193	2

(注) 1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																
<p>採用している退職給付制度の概要 連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。 当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。当該年金基金の平成18年3月31日現在の年金資産総額のうち、掛金拠出割合を基準として計算した当社グループの年金資産額は4,658百万円であり、</p>	<p>採用している退職給付制度の概要 連結財務諸表提出会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は厚生年金基金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。 当社グループの加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。 厚生年金基金制度に関する事項 (1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">70,504百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">74,688百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引額</td> <td style="text-align: right;">4,184百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 7.0%</p> <p>(3) 補足説明 上記(1)の差引額の要因は、年金財政上の未償却過去勤務債務残高16,911百万円、資産評価調整控除額7,010百万円及び基本金5,716百万円であります。</p>	年金資産の額	70,504百万円	年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円	差引額	4,184百万円																										
年金資産の額	70,504百万円																																
年金財政計算上の給付債務の額	74,688百万円																																
差引額	4,184百万円																																
<p>退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,060百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,955百万円</td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">105百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">263百万円</td> </tr> <tr> <td>e 連結貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right;">368百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">368百万円</td> </tr> </table>	a 退職給付債務	3,060百万円	b 年金資産	2,955百万円	c 未積立退職給付債務(a + b)	105百万円	d 未認識数理計算上の差異	263百万円	e 連結貸借対照表計上額純額 (c + d)	368百万円	f 退職給付引当金	368百万円	<p>退職給付債務等の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,280百万円</td> </tr> <tr> <td>b 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,736百万円</td> </tr> <tr> <td>c 未積立退職給付債務(a + b)</td> <td style="text-align: right;">544百万円</td> </tr> <tr> <td>d 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">178百万円</td> </tr> <tr> <td>e 貸借対照表計上額純額 (c + d)</td> <td style="text-align: right;">365百万円</td> </tr> <tr> <td>f 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">365百万円</td> </tr> </table>	a 退職給付債務	3,280百万円	b 年金資産	2,736百万円	c 未積立退職給付債務(a + b)	544百万円	d 未認識数理計算上の差異	178百万円	e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	365百万円	f 退職給付引当金	365百万円								
a 退職給付債務	3,060百万円																																
b 年金資産	2,955百万円																																
c 未積立退職給付債務(a + b)	105百万円																																
d 未認識数理計算上の差異	263百万円																																
e 連結貸借対照表計上額純額 (c + d)	368百万円																																
f 退職給付引当金	368百万円																																
a 退職給付債務	3,280百万円																																
b 年金資産	2,736百万円																																
c 未積立退職給付債務(a + b)	544百万円																																
d 未認識数理計算上の差異	178百万円																																
e 貸借対照表計上額純額 (c + d)	365百万円																																
f 退職給付引当金	365百万円																																
<p>退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">174百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">216百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">222百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right;">454百万円</td> </tr> </table>	a 勤務費用	174百万円	b 利息費用	71百万円	c 期待運用収益	28百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	1百万円	小計	216百万円	e 厚生年金基金拠出金	222百万円	f 割増退職金等	15百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	454百万円	<p>退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">181百万円</td> </tr> <tr> <td>b 利息費用</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">260百万円</td> </tr> <tr> <td>e 厚生年金基金拠出金</td> <td style="text-align: right;">226百万円</td> </tr> <tr> <td>f 割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)</td> <td style="text-align: right;">509百万円</td> </tr> </table>	a 勤務費用	181百万円	b 利息費用	75百万円	c 期待運用収益	44百万円	d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円	小計	260百万円	e 厚生年金基金拠出金	226百万円	f 割増退職金等	22百万円	g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円
a 勤務費用	174百万円																																
b 利息費用	71百万円																																
c 期待運用収益	28百万円																																
d 数理計算上の差異の費用処理額	1百万円																																
小計	216百万円																																
e 厚生年金基金拠出金	222百万円																																
f 割増退職金等	15百万円																																
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	454百万円																																
a 勤務費用	181百万円																																
b 利息費用	75百万円																																
c 期待運用収益	44百万円																																
d 数理計算上の差異の費用処理額	47百万円																																
小計	260百万円																																
e 厚生年金基金拠出金	226百万円																																
f 割増退職金等	22百万円																																
g 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f)	509百万円																																
<p>退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">1.00%</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table>	a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	b 割引率	2.5%	c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.00%	d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年	<p>退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">a 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>b 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)</td> <td style="text-align: right;">1.50%</td> </tr> <tr> <td>d 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生年度より10年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。</p>	a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	b 割引率	2.5%	c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%	d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年																
a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																
b 割引率	2.5%																																
c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.00%																																
d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年																																
a 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																
b 割引率	2.5%																																
c 期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.50%																																
d 数理計算上の差異の 処理年数	発生年度より10年																																

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38	当社従業員 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,072,000 (注)	普通株式 26,000 (注)
付与日	平成15年8月20日	平成16年4月13日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
対象勤務期間	平成15年8月20日～ 平成17年6月30日	平成16年4月13日～ 平成17年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年 8 月10日	平成16年10月19日	平成17年 4 月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年 6 月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から 1 年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から 1 年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年 8 月10日 ~ 平成18年 6 月30日	平成16年10月19日 ~ 平成18年 6 月30日	平成17年 4 月12日 ~ 平成18年 6 月30日
権利行使期間	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日

(注) 平成17年 5 月20日付で当社普通株式 1 株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年 8 月 9 日	平成17年10月18日	平成18年 4 月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年 6 月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年 8 月 9 日 ~ 平成19年 6 月30日	平成17年10月18日 ~ 平成19年 6 月30日	平成18年 4 月11日 ~ 平成19年 6 月30日
権利行使期間	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	平成15年 7月14日	平成16年 4月12日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)	330,550	28,600
権利確定(株)		
権利行使(株)	135,190	1,100
失効(株)	1,100	
未行使残(株)	194,260	27,500

会社名	提出会社		
	平成16年 8月 9日	平成16年10月18日	平成17年 4月11日
権利確定前			
期首(株)	64,900	3,300	31,000
付与(株)			
失効(株)	1,100		
権利確定(株)	63,800	3,300	31,000
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	63,800	3,300	31,000
権利行使(株)	4,400		1,000
失効(株)	1,100		
未行使残(株)	58,300	3,300	30,000

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利確定前			
期首(株)	87,000	21,000	37,000
付与(株)			
失効(株)	3,000		
権利確定(株)			
未確定残(株)	84,000	21,000	37,000
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

単価情報

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
権利行使価格(円)	625	1,115
行使時平均株価(円)	1,186	1,173
付与日における公正な評価単価(円)		

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)	1,169		1,231
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

[次へ](#)

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社監査役 2 当社従業員 704 当社国内子会社取締役 3 当社国内子会社従業員 38	当社従業員 19
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,072,000 (注)	普通株式 26,000 (注)
付与日	平成15年8月20日	平成16年4月13日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成17年6月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
対象勤務期間	平成15年8月20日～ 平成17年6月30日	平成16年4月13日～ 平成17年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日	平成17年7月1日～ 平成19年6月30日

(注) 平成17年5月20日付で当社普通株式1株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 50 当社国内子会社従業員 4	当社従業員 3	当社従業員 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 62,000 (注)	普通株式 3,000 (注)	普通株式 31,000
付与日	平成16年 8 月10日	平成16年10月19日	平成17年 4 月12日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成18年 6 月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から 1 年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から 1 年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成16年 8 月10日 ~ 平成18年 6 月30日	平成16年10月19日 ~ 平成18年 6 月30日	平成17年 4 月12日 ~ 平成18年 6 月30日
権利行使期間	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成20年 6 月30日

(注) 平成17年 5 月20日付で当社普通株式 1 株を1.1株の割合をもって分割しております。この結果、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年 8 月 8 日	平成17年10月17日	平成18年 4 月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63 当社国内子会社取締役 2 当社国内子会社従業員 18	当社従業員 11	当社従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000	普通株式 21,000	普通株式 37,000
付与日	平成17年 8 月 9 日	平成17年10月18日	平成18年 4 月11日
権利確定条件	<p>1 付与日から権利確定日(平成19年 6 月30日)においても引き続き当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要す。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間の開始日に先立って、任期満了または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権行使期間の開始日から1年に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権行使期間中において任期満了による退任または定年退職もしくは会社都合による解雇により当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した新株予約権者は、その地位を喪失した日から1年間に限り(ただし、新株予約権行使期間の範囲内とする。)未行使の新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社都合により解雇された新株予約権者が、当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失後ただちに当社、当社国内子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を取得した場合は、新株予約権行使期間中引き続き未行使の新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>3 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	平成17年 8 月 9 日 ~ 平成19年 6 月30日	平成17年10月18日 ~ 平成19年 6 月30日	平成18年 4 月11日 ~ 平成19年 6 月30日
権利行使期間	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日	平成19年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	平成15年 7 月14日	平成16年 4 月12日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)	194,260	27,500
権利確定(株)		
権利行使(株)	175,560	12,100
失効(株)	18,700	15,400
未行使残(株)		

会社名	提出会社		
	平成16年 8 月 9 日	平成16年10月18日	平成17年 4 月11日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	58,300	3,300	30,000
権利確定(株)			
権利行使(株)	1,100		
失効(株)			
未行使残(株)	57,200	3,300	30,000

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利確定前			
期首(株)	84,000	21,000	37,000
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)			
権利確定(株)	84,000	21,000	37,000
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	84,000	21,000	37,000

単価情報

会社名	提出会社	
決議年月日	平成15年7月14日	平成16年4月12日
権利行使価格(円)	625	1,115
行使時平均株価(円)	1,187	1,198
付与日における公正な評価単価(円)		

会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年8月9日	平成16年10月18日	平成17年4月11日
権利行使価格(円)	1,058	989	1,225
行使時平均株価(円)	1,146		
付与日における公正な評価単価(円)			

会社名	提出会社		
決議年月日	平成17年8月8日	平成17年10月17日	平成18年4月10日
権利行使価格(円)	1,161	1,189	1,343
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳		繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金	27百万円	貸倒引当金	30百万円
賞与引当金	301百万円	賞与引当金	279百万円
未払事業税	72百万円	未払事業税	45百万円
退職給付引当金	170百万円	退職給付引当金	170百万円
役員退職慰労金	79百万円	役員退職慰労金	61百万円
有価証券評価損	109百万円	有価証券評価損	119百万円
繰越欠損金	49百万円	繰越欠損金	44百万円
その他	236百万円	その他	218百万円
繰延税金資産 小計	1,047百万円	繰延税金資産 小計	969百万円
評価性引当額	62百万円	評価性引当額	52百万円
繰延税金資産 合計	984百万円	繰延税金資産 合計	917百万円
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,561百万円	その他有価証券評価差額金	565百万円
子会社の留保利益金	349百万円	子会社の留保利益金	387百万円
その他	0百万円	その他	21百万円
繰延税金負債 合計	1,911百万円	繰延税金負債 合計	975百万円
繰延税金負債の純額	926百万円	繰延税金負債の純額	57百万円
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。		繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産 繰延税金資産	504百万円	流動資産 繰延税金資産	514百万円
固定資産 繰延税金資産	5百万円	固定資産 繰延税金資産	16百万円
流動負債 繰延税金負債	0百万円	流動負債 繰延税金負債	1百万円
固定負債 繰延税金負債	1,436百万円	固定負債 繰延税金負債	587百万円
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%
住民税均等割等	0.8%	住民税均等割等	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9%
その他	0.4%	持分法投資損益	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.6%	その他	0.0%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.8%

前△

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社企業グループは、各種電機・電子関連製品の販売を主としており、製品の種類・性質、販売市場等の類似性から判断して、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	辻川正人			当社社外取締役				法律顧問契約報酬等	3		

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、上記取引は社外取締役が第三者のためにする会社との取引であります。

大阪弁護士会所定の報酬規定に基づき交渉により決定しております。

当社取締役には平成19年6月29日に就任したため、それ以降の期間の法律顧問契約報酬等を集計しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,551円23銭	1株当たり純資産額	1,548円91銭
1株当たり当期純利益	105円58銭	1株当たり当期純利益	94円23銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	104円86銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	94円15銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	32,781	33,067
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,781	33,021
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分		45
普通株式の発行済株式数(千株)	21,192	21,381
普通株式の自己株式数(千株)	59	61
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	21,132	21,319

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	2,223	2,005
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,223	2,005
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,059	21,283
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	143	19
普通株式増加数(千株)	143	19

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
---	---	---

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)立花エレクトック	第4回 無担保社債	平成14年 6月26日	300 (300)		年 0.64	無担保社債	平成19年 6月26日

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,825	2,241	1.46	
1年以内に返済予定の長期借入金	429	419	1.66	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	634	299	1.73	平成21年4月20日 から 平成24年12月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他の有利子負債				
合計	2,888	2,960		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	264	26	5	3

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第78期 (平成19年3月31日)		第79期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		8,013		6,534	
2 受取手形	1,2	9,779		7,983	
3 売掛金	1,2	40,241		33,972	
4 商品		6,584		6,880	
5 前渡金		105		80	
6 前払費用		85		86	
7 繰延税金資産		489		495	
8 未収入金		2,312		2,027	
9 未収消費税等		42			
10 その他		231		221	
11 貸倒引当金		51		43	
流動資産合計		67,834	83.7	58,238	82.7
固定資産					
(1) 有形固定資産					
1 建物		5,236		5,820	
減価償却累計額		2,951	2,285	3,034	2,786
2 構築物		60		90	
減価償却累計額		35	25	37	52
3 車輛及び運搬具		8		14	
減価償却累計額		8	0	8	5
4 工具器具及び備品		448		476	
減価償却累計額		364	84	374	102
5 土地			422		395
6 建設仮勘定			0		
有形固定資産合計		2,818	3.5	3,342	4.8
(2) 無形固定資産					
1 商標権			3		3
2 ソフトウェア			231		207
3 その他			13		143
無形固定資産合計			248		354
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券			8,392		6,748
2 関係会社株式			1,290		1,293
3 出資金			0		0
4 従業員長期貸付金			14		9
5 関係会社長期貸付金			57		33
6 破産更生債権等			96		97
7 長期前払費用			28		28
8 差入保証金			276		286
9 その他			73		68
10 貸倒引当金			109		106
投資その他の資産合計			10,121		8,460
固定資産合計			13,188		12,156
資産合計			81,022		70,394

区分	注記 番号	第78期 (平成19年3月31日)		第79期 (平成20年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1 支払手形	2	3,787		2,295		
2 買掛金	2	37,342		29,713		
3 短期借入金		1,800		2,220		
4 一年以内返済予定の 長期借入金		335		335		
5 一年以内償還予定の社債		300				
6 未払金		700		824		
7 未払消費税等				67		
8 未払法人税等		850		490		
9 未払費用		156		187		
10 前受金		688		498		
11 預り金		566		584		
12 前受収益		15		12		
13 賞与引当金		709		654		
14 役員賞与引当金		43				
15 その他		0		1		
流動負債合計		47,295	58.4	37,884	53.8	
固定負債						
1 長期借入金		546		211		
2 退職給付引当金		346		337		
3 繰延税金負債		1,074		188		
4 その他		197		151		
固定負債合計		2,165	2.6	888	1.3	
負債合計		49,460	61.0	38,773	55.1	

区分	注記 番号	第78期 (平成19年3月31日)		第79期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
(1) 資本金			5,629		5,692
(2) 資本剰余金					
1 資本準備金		5,430		5,492	
2 その他資本剰余金		76		76	
資本剰余金合計			5,507		5,569
(3) 利益剰余金					
1 利益準備金		349		349	
2 その他利益剰余金					
固定資産圧縮積立金				50	
別途積立金		15,000		16,700	
繰越利益剰余金		2,839		2,481	
利益剰余金合計			18,189		19,582
(4) 自己株式			46		48
株主資本合計			29,279		30,795
評価・換算差額等					
1 その他有価証券 評価差額金			2,281		827
2 繰延ヘッジ損益			0		0
評価・換算差額等合計			2,281	2.8	826
純資産合計			31,561	39.0	31,621
負債純資産合計			81,022	100.0	70,394

【損益計算書】

区分	注記 番号	第78期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第79期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高					
1 商品売上高		143,440		120,566	
2 受入手数料		52	143,493	35	120,601
売上原価					
1 商品期首たな卸高		5,760		6,584	
2 当期商品仕入高		129,847		106,733	
合計		135,607		113,318	
3 他勘定よりの振替高	1	518		497	
4 他勘定への振替高	2	177		113	
5 商品期末たな卸高		6,584	129,363	6,880	106,822
売上総利益			14,129		13,779
販売費及び一般管理費					
1 運賃倉敷料		1,200		1,199	
2 給与諸手当		4,286		4,450	
3 賞与引当金繰入額		709		654	
4 役員賞与引当金繰入額		43			
5 福利厚生費		829		838	
6 旅費交通費		481		532	
7 退職給付引当金繰入額		208		252	
8 減価償却費		307		314	
9 貸倒引当金繰入額		78			
10 その他		2,210	10,355	2,257	10,498
営業利益			3,774		3,281
営業外収益	3				
1 受取利息		10		18	
2 受取配当金		106		139	
3 仕入割引		23		28	
4 為替差益		68			
5 雑収入		70	280	83	269
営業外費用					
1 支払利息		48		57	
2 社債利息		4		0	
3 債権譲渡損		44		26	
4 売上割引		196		198	
5 貸倒引当金繰入額		2			
6 為替差損				76	
7 雑損失		53	349	58	418
経常利益			3,705		3,132

区分	注記 番号	第78期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		第79期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1 投資有価証券売却益		27			
2 固定資産売却益	4	0		74	
3 貸倒引当金戻入額				7	
4 償却済債権取立益		15	42		82
特別損失					
1 投資有価証券売却損				18	
2 投資有価証券評価損		10		58	
3 固定資産売却損	5	0		10	
4 固定資産除却損	6	72		5	
5 南大阪支店解体関連費用		40	123		91
税引前当期純利益			3,623		3,122
法人税、住民税 及び事業税		1,543		1,245	
法人税等調整額		13	1,556	102	1,347
当期純利益			2,067		1,775

【株主資本等変動計算書】
第78期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	5,583	5,384	76	5,461
事業年度中の変動額				
新株の発行	45	45		45
別途積立金の積立				
利益処分による利益配当				
剰余金の配当				
利益処分による役員賞与				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	45	45		45
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,430	76	5,507

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	349	13,400	2,831	16,581	43	27,583	
事業年度中の変動額							
新株の発行						91	
別途積立金の積立		1,600	1,600				
利益処分による利益配当			209	209		209	
剰余金の配当			189	189		189	
利益処分による役員賞与			60	60		60	
当期純利益			2,067	2,067		2,067	
自己株式の取得					2	2	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)		1,600	7	1,607	2	1,696	
平成19年3月31日残高(百万円)	349	15,000	2,839	18,189	46	29,279	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,648		2,648	30,232
事業年度中の変動額				
新株の発行				91
別途積立金の積立				
利益処分による利益配当				209
剰余金の配当				189
利益処分による役員賞与				60
当期純利益				2,067
自己株式の取得				2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	366	0	366	366
事業年度中の変動額合計(百万円)	366	0	366	1,329
平成19年3月31日残高(百万円)	2,281	0	2,281	31,561

第79期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	5,629	5,430	76	5,507
事業年度中の変動額				
新株の発行	62	62		62
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)	62	62	0	62
平成20年3月31日残高(百万円)	5,692	5,492	76	5,569

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成19年3月31日残高(百万円)	349		15,000	2,839	18,189	46	29,279	
事業年度中の変動額								
新株の発行							124	
別途積立金の積立			1,700	1,700				
剰余金の配当				382	382		382	
当期純利益				1,775	1,775		1,775	
自己株式の取得						2	2	
自己株式の処分						0	0	
固定資産圧縮積立金の取崩		0		0				
固定資産圧縮積立金の積立		51		51				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(百万円)		50	1,700	357	1,393	2	1,515	
平成20年3月31日残高(百万円)	349	50	16,700	2,481	19,582	48	30,795	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	2,281	0	2,281	31,561
事業年度中の変動額				
新株の発行				124
別途積立金の積立				
剰余金の配当				382
当期純利益				1,775
自己株式の取得				2
自己株式の処分				0
固定資産圧縮積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,454	0	1,455	1,455
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,454	0	1,455	60
平成20年3月31日残高(百万円)	827	0	826	31,621

重要な会計方針

項目	第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第79期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 棚卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法によっております。	同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輜運搬具 4年～6年 器具備品 2年～20年	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 3年～50年 構築物 10年～50年 車輜及び運搬具 4年～6年 工具器具及び備品 2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

項目	第78期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第79期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。	(2) 無形固定資産 同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当期から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員に支給する賞与に充てるため実際支給見込額の当期負担額を計上していましたが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、支給額について取締役会決議を行っていることから、当期末は計上しておりません。</p>

項目	第78期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第79期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため当社内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止いたしましたので当期末は計上しておりません。なお、廃止の日までの退職慰労金未払額197百万円は固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第79期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は31,561百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当期における純資産の部は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第78期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第79期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前期において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「債権譲渡損」(前期10百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため当期より区分掲記しております。</p> <p>前期において新株式の発行に係る費用は「新株発行費」として区分掲記しておりましたが、当期の「株式交付費」(1百万円)は、金額が僅少のため、営業外費用「雑損失」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第78期 (平成19年3月31日)	第79期 (平成20年3月31日)																																				
<p>1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">386百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,171百万円</td> </tr> </table>	受取手形	386百万円	売掛金	1,171百万円	<p>1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各項目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">997百万円</td> </tr> </table>	受取手形	267百万円	売掛金	997百万円																												
受取手形	386百万円																																				
売掛金	1,171百万円																																				
受取手形	267百万円																																				
売掛金	997百万円																																				
<p>2 当期末日満期手形等の処理 当期の末日が金融機関の休業日のため、当期末日満期手形の決済処理は交換日に、また、当期末日決済約定の売掛金及び買掛金の処理は翌営業日によっており、下記金額がそれぞれ残高に計上されております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,036百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">456百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">1,412百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">4,485百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,036百万円	支払手形	456百万円	売掛金	1,412百万円	買掛金	4,485百万円	2																												
受取手形	1,036百万円																																				
支払手形	456百万円																																				
売掛金	1,412百万円																																				
買掛金	4,485百万円																																				
<p>保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被保証者</td> <td style="width: 60%;">タチバナセールス(シンガポール)社</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td>49百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証債務の内容</td> <td colspan="2">三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> </tr> </table>	被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社		保証金額	49百万円		保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証		<p>保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 被保証者</td> <td style="width: 60%;">タチバナセールス(シンガポール)社</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td>34百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証債務の内容</td> <td colspan="2">三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保証者</td> <td>タチバナセールス(シンガポール)社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td>100百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証債務の内容</td> <td colspan="2">銀行借入金の債務保証</td> </tr> <tr> <td>(3) 被保証者</td> <td>台湾立花股? 有限公司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証金額</td> <td>600百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保証債務の内容</td> <td colspan="2">住友金属鉱山(株)との仕入取引契約に伴う債務保証</td> </tr> </table>	(1) 被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社		保証金額	34百万円		保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証		(2) 被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社		保証金額	100百万円		保証債務の内容	銀行借入金の債務保証		(3) 被保証者	台湾立花股? 有限公司		保証金額	600百万円		保証債務の内容	住友金属鉱山(株)との仕入取引契約に伴う債務保証	
被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社																																				
保証金額	49百万円																																				
保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証																																				
(1) 被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社																																				
保証金額	34百万円																																				
保証債務の内容	三菱電機(株)との仕入取引契約に伴う債務保証																																				
(2) 被保証者	タチバナセールス(シンガポール)社																																				
保証金額	100百万円																																				
保証債務の内容	銀行借入金の債務保証																																				
(3) 被保証者	台湾立花股? 有限公司																																				
保証金額	600百万円																																				
保証債務の内容	住友金属鉱山(株)との仕入取引契約に伴う債務保証																																				
受取手形割引高	84百万円	受取手形割引高	39百万円																																		

(損益計算書関係)

第78期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第79期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 他勘定よりの振替高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 518百万円	1 他勘定よりの振替高の内訳は次のとおりであります。 販売費及び一般管理費 497百万円
2 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。 建物 40百万円 工具器具及び備品 8百万円 販売費及び一般管理費 123百万円 その他 5百万円 合計 177百万円	2 他勘定への振替高の内訳は次のとおりであります。 建物 1百万円 工具器具及び備品 14百万円 販売費及び一般管理費 96百万円 その他 1百万円 合計 113百万円
3	3 関係会社に係る注記 営業外収益に含まれている関係会社に対するものは次の とおりであります。 受取利息 4百万円 受取配当金 20百万円 その他の営業外収益 4百万円
4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 工具器具及び備品 0百万円	4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 74百万円
5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 車輛及び運搬具 0百万円	5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物 10百万円 その他 0百万円 合計 10百万円
6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 70百万円 工具器具及び備品 1百万円 その他 0百万円 合計 72百万円	6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 2百万円 工具器具及び備品 1百万円 その他 1百万円 合計 5百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第78期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	57,823	2,155		59,978

(注) 自己株式数の増加2,155株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

第79期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	59,978	2,024	45	61,957

(注) 1 自己株式数の増加2,024株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 自己株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

第78期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)				第79期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車輛及び 運搬具	5	0	4	車輛及び 運搬具	5	1	3
工具器具 及び備品	270	161	109	工具器具 及び備品	333	148	184
合計	275	161	113	合計	338	150	187
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				49百万円			
1年超				64百万円			
合計				113百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
支払リース料及び減価償却費相当額				支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料				53百万円			
減価償却費相当額				53百万円			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

第78期(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	814	379

第79期(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	1,194	829	365

(税効果会計関係)

第78期 (平成19年3月31日)		第79期 (平成20年3月31日)	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金	27百万円	貸倒引当金	30百万円
賞与引当金	288百万円	賞与引当金	265百万円
未払事業税	70百万円	未払事業税	44百万円
退職給付引当金	162百万円	退職給付引当金	158百万円
役員退職慰労金	79百万円	役員退職慰労金	61百万円
有価証券評価損	102百万円	有価証券評価損	112百万円
その他	243百万円	その他	219百万円
繰延税金資産 合計	974百万円	繰延税金資産 合計	892百万円
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,559百万円	その他有価証券評価差額金	565百万円
繰延税金負債 合計	1,559百万円	その他	20百万円
繰延税金負債の純額	585百万円	繰延税金負債 合計	586百万円
		繰延税金資産の純額	306百万円
平成19年3月31日現在の繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		平成20年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産 繰延税金資産	489百万円	流動資産 繰延税金資産	495百万円
固定負債 繰延税金負債	1,074百万円	固定負債 繰延税金負債	188百万円
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
住民税均等割等	0.8%	住民税均等割等	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.0%
その他	0.0%	その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.2%

(1株当たり情報)

第78期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第79期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,493円53銭	1株当たり純資産額	1,483円26銭
1株当たり当期純利益	98円15銭	1株当たり当期純利益	83円40銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	97円49銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	83円33銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	第78期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第79期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	2,067	1,775
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,067	1,775
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,059	21,283
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 新株予約権	143	19
普通株式増加数(千株)	143	19
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 370個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権 300個) 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権 1,420個) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資 有価 証券	その他 有価 証券	三菱電機(株)	1,662,500	1,433
		(株)ノーリツ	637,294	795
		(株)きんでん	727,224	691
		(株)三菱UFJフィナンシャル グループ	517,130	444
		エスペック(株)	419,083	422
		(株)池田銀行	116,400	313
		日本管財(株)	93,500	276
		(株)ダイフク	180,953	230
		大陽日酸(株)	266,200	212
		富士機械製造(株)	102,025	211
		(株)たけびし	459,808	204
		(株)伊予銀行	183,346	195
		(株)かわでん	1,085	138
		井上金属工業(株)	198,000	112
		ホーチキ(株)	159,200	100
		中外炉工業(株)	224,185	98
		極東開発工業(株)	114,700	63
		その他63銘柄	982,489	699
		計		

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
投資 有価 証券	その他 有価 証券	〔証券投資信託の受益証券〕 インデックスオープン (他4銘柄)	60,900,917	103
		計	60,900,917	103

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,236	672	88	5,820	3,034	158	2,786
構築物	60	30	0	90	37	3	52
車輛及び運搬具	8	5		14	8	0	5
工具器具及び備品	448	48	21	476	374	30	102
土地	422		26	395			395
建設仮勘定	0	694	695				
有形固定資産計	6,177	1,452	832	6,796	3,454	192	3,342
無形固定資産							
商標権	5			5	2	0	3
ソフトウェア	1,323	76		1,400	1,192	100	207
その他	13	134	4	143	0	0	143
無形固定資産計	1,342	211	4	1,549	1,195	101	354
長期前払費用	61	21	12	70	42	20	28
繰延資産							
繰延資産計							

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	160	46	3	54	149
賞与引当金	709	654	709		654
役員賞与引当金	43		43		

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額3百万円及び洗替額51百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	98
預金	
当座預金	2,755
普通預金	21
別段預金	2
通知預金	3,200
外貨預金	455
預金計	6,435
合計	6,534

b 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ダイドー(株)	684
タカラ通商(株)	223
エスペック(株)	202
極東開発パーキング(株)	171
新日本工機(株)	159
その他	6,542
合計	7,983

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成20年4月満期	1,870
5月満期	1,867
6月満期	1,947
7月満期	1,689
8月満期	456
9月以降満期	151
合計	7,983

c 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三洋電機(株)	2,221
富士通テン(株)	1,212
三菱電機(株)	1,104
(株)ルネサステクノロジ	978
神鋼リース(株)	884
その他	27,570
合計	33,972

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{A+D}{\frac{2}{B} \times 366}$
40,241	126,396	132,665	33,972	79.6	107.4

d 商品

品目	金額(百万円)
電気機器	534
電子・情報機器	1,509
半導体デバイス	4,169
産業機械	108
設備機器その他	557
合計	6,880

負債の部

a 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
三菱長崎機工(株)	259
(株)フレクトロニクス愛知	217
(株)兼松ケージーケイ	143
三菱電機システムサービス(株)	119
三菱電機エンジニアリング(株)	115
その他	1,440
合計	2,295

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成20年4月満期	427
5月満期	603
6月満期	623
7月満期	381
8月満期	260
合計	2,295

b 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
コンチェルト・レシーバブルズ・コーポレーション	8,666
三菱電機(株)	3,429
(株)ルネサス販売	3,317
東芝三菱電機産業システム(株)	2,527
三菱UFJファクター(株)	1,696
その他	10,076
合計	29,713

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
株券喪失登録	
株券喪失登録申請料	1件につき10,000円
株券登録料	1枚につき500円
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.tachibana.co.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月29日 関東財務局長に提出。
(2)	有価証券報告書 の訂正報告書	(第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年9月21日 関東財務局長に提出。
		(第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年12月14日 関東財務局長に提出。
		(第75期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
		(第76期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
		(第77期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
		(第78期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成20年6月10日 関東財務局長に提出。
(3)	有価証券報告書 の訂正報告書 の訂正報告書	(第75期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成20年6月13日 近畿財務局長に提出。
(4)	半期報告書	(第79期中)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	平成19年12月25日 関東財務局長に提出。
(5)	自己株券買付状況 報告書			平成20年4月14日 平成20年5月14日 平成20年6月12日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社 立花エレテック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 洋之

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレテックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 立花エレテック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 洋 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレテックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月28日

株式会社 立花エレクトック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレクトックの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 立花エレテック

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 洋 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレテックの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテックの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。